

(〃 は、改正部分を示す。)

新	旧
<p>第1節</p> <p>第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等</p> <p>1 届出要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 基準日</p> <p>タ 特殊消防用設備等</p> <p>通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特殊消防用設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じる。</p> <p>特殊消防用設備等の着工届出書は、<u>設備等設置維持計画に基づき、査察課又は所轄消防署との協議により作成すること。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 届出の単位</p> <p><u>工事を行う者が同一のときは、書類作成及び審査上合理的な範囲において、同一敷地内の棟及び消防用設備等をまとめて一単位として届出して差し支えない。</u></p> <p>(6) 軽微な工事に関する届出の省略</p> <p>ア 別表第2-1の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次のとおり取扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。(軽微な工事又は別表第2-1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)。なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士又は工事者(当該工事が着工届に係るものについては甲種消防設備士に限る。以下、この第2において「甲種消防設備士等」という。)が、事前に相談、協議すること。</p> <p><u>※表中、増設、移設及び取替えの工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取扱い、着工届出書を省略することができるものとする。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 甲種消防設備士等は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する<u>図書及び現場の状況を補足する写真、試験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。</u></p>	<p>第1節</p> <p>第2 工事整備対象設備等着工届及び消防用設備等工事計画届の添付図書等</p> <p>1 届出要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 基準日</p> <p>タ 特殊消防用設備等</p> <p>通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる特殊消防用設備等については、当該通常用いられる消防用設備等に準じる。</p> <p>特殊消防用設備等の着工届出書の作製については、<u>「兵庫県内統一様式 工事整備対象設備等着工届出書作成・届出要領」によるほかは、査察課又は所轄消防署との協議による。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 届出の単位</p> <p>同一の敷地内に管理について権原を有するものが同一の者である防火対象物が2以上あるときは、一括して提出してもよいが、<u>原則として、消火設備、警報設備又は避難設備ごと一括して提出する。</u></p> <p>(6) 軽微な工事に関する届出の省略</p> <p>ア 別表第2-1の2から4までに掲げる消防用設備等に係る工事のうち、別表第2-2及び別表第2-3に掲げる軽微な工事に該当するものにあつては、次のとおり取扱うことにより、当該届出を要しないことができるものとする。(軽微な工事又は別表第2-1の6に掲げる「補修」以外の工事を同時に行う場合を除く。)。なお、軽微な工事に該当するかどうかの判断が難しいものにあつては、甲種消防設備士又は工事者(当該工事が着工届に係るものについては甲種消防設備士に限る。以下、この第2において「甲種消防設備士等」という。)が、事前に相談、協議すること。</p> <p>(7) 略</p> <p>(イ) 甲種消防設備士等は、軽微な工事を実施した場合においても、当該工事の内容を記録するとともに、消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する<u>図書(設計書、仕様書、計算書、系統図、配管・配線図、平面図、立面図、断面図等)及び現場の状況を補足する写真、試</u></p>

験データ等を作成・整備し、防火対象物の関係者に提出すること。

(ウ) 略

2 届出書作成要領

(1) 作成要領の共通事項

ア 添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎に、別表第2-5の一覧表のとおりの添付図書を、着工届出書等に添付する。

添付図書は、建築確認申請書の添付図面を基に作成し、各消防用設備等の設置状況及び室の名称等が明瞭に判別にできるものとする。

イ 添付図書の大きさ ◆

添付図書は折り上げで日本産業規格A列4番を原則とする。

また、図書の縮尺は、1/100を原則とするが、審査に必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

ウ 添付図書の編冊の順序 ◆

添付図書は、当該着工届出書等の次に添付するものとし、その順序は、①防火対象物又は製造所等の概要表、②消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要表、③非常電源の概要表、④計算書、⑤非常電源計算書、⑥付近見取図、⑦平面図等の各設計図及び⑧使用機器図とする。

エ 添付図書の省略

(ア) 複数の消防用設備等又は特殊消防用設備等を同時に届け出るときは、重複する添付図書を省略することができる。

(イ) 製造所等に設置される消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る着工届出書等については、製造所の設置又は変更の許可申請で、既に次の(2)に掲げる添付図書と同一の図書を提出しているときは、当該添付図書を省略することができる。

(ウ) 増改築等で工事の内容が軽微なものは、次の(2)に掲げる添付図書の一部を省略することができる。

(エ) 同一の着工届出等の中の平面図や断面図等の添付図面の内容が、その他の配線図や配管図等で明らかであれば省略することができる。

(オ) 同一の防火対象物については、同一時期に提出される複数の着工届出等の添付図書のうち、次に掲げるものについては、一の着工届出書等に代表して添付することにより、個々の着工届出書等への添付を省略することができる。

○ 付近見取図

○ 意匠図（建築平面図、断面図、立面図等）

○ 関係設備等の非常電源関係図書

2 届出書作成要領

(1) 作成要領の共通事項

ア 添付図書の種類

各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎に、平面図、系統図及び計算書等の図書を、着工届出書等に添付する。

添付図書は、建築確認申請書の添付図面を基に作成し、各消防用設備等の設置状況及び室の名称等が明瞭に判別にできるものとする。

イ 添付図書の大きさ（紙による場合に限る） ◆

添付図書は折り上げで日本産業規格A列4番を原則とする。

また、図書の縮尺は、1/100を原則とするが、審査に必要な内容が容易に判別できる場合は、この限りではない。

ウ 略

エ その他の作成上の留意点 ◆

- (ア) 一つの図面に2以上の設備が記載されているとき、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理するときは、色別等で容易に判別できるようにする。
- (イ) 他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置により、当該設備の設置を省略するときは、その旨記載し、色別等で容易に判別できるようにする。

(ウ) 各添付図書に記載する機器のシンボル記号は、JIS C 0303（屋内配線用図記号）等を用いて表示する。

- (2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類の作成要領

ア 計算書

計算書には、届出に係る消防用設備等又

○ 防火対象物の概要表

オ 略

カ その他の作成上の留意点 ◆

- (ア) 一つの図面に2以上の設備が記載されているとき、又は新設、増設部分と既存部分を一つの図面で処理するときは、色別等で容易に判別できるようにする。
- (イ) 他の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置により、当該設備の設置を省略するときは、その旨記載し、色別等で容易に判別できるようにする。

(ウ) 使用機器図は、必要な事項を記載したカタログ等をもって、これに代えることができる。

(エ) 各添付図書に記載する機器のシンボル記号は、JIS C 0303（屋内配線用図記号）等を用いて表示する。

- (2) 各消防用設備等又は特殊消防用設備等毎の添付書類（別表第2～5参照）の作成要領

ア 消火設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、消防用水、連結散水設備、連結送水管）

(ア) 防火対象物又は製造所等の概要表
兵庫県内統一様式第1号による。

(イ) 消火設備等の概要表
屋内消火栓設備、水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く）及び屋外消火栓設備については、兵庫県内統一様式第2号による。

スプリンクラー設備については、兵庫県内統一様式第3号及び第3-2号による。

移動式を除く不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備については、兵庫県内統一様式第4号による。

移動式の不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び粉末消火設備については、兵庫県内統一様式第4-2号による。

移動式の泡消火設備については、兵庫県内統一様式第2号及び第4-2号による。

動力消防ポンプ設備については、兵庫県内統一様式第12号による。

消防用水については、兵庫県内統一様式第16号による。

連結散水設備については、兵庫県内統一様式第18号による。

連結送水管については、兵庫県内統一様式第19号による。

(ウ) 計算書

次のaからdまでの事項を明記する。

は特殊消防用設備等について、次に掲げる事項を明記すること。また、算出に用いる各種係数、アイソメ図等の根拠を明記すること。

- (7) 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
- (イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- (ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- (エ) 電動機等の所要容量の算出方法
- (オ) 非常電源の容量の算出方法
- (カ) 避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法
- (キ) その他消防用設備等の設置に係る算出方法

イ 平面図

平面図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その設置に係る階の防火区画、階段、各室の用途、床面積、高さ（天井及び天井裏高さ）、各設備の機器等の配置状況、配管又は配線状況等を明記すること。

ウ 配管及び配線系統図

配管及び配線の系統図のうち、配管の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その構成、配管の経路、口径等を系統的に明記すること。また、配線の系統図には、届出に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等について、その配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記すること。

エ 使用機器

消防用設備等又はその部分である機器等のうち、消防庁長官が定める基準に適合すべきこととされているものを用いる場合は、当該基準に適合する旨（規則第31条の4第1項の規定に基づく認定を受けたもの（以下「認定品」という。））にあつては、認定品である旨及び必要に応じて施工等の条件）を各添付図書に明記すること。

オ その他

ア～エで明記すべき事項等について、必

なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記する。

- a 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法
- b 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法
- c 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法
- d 電動機等の所要容量の算出方法
- (エ) 非常電源計算書
自家発電設備又は蓄電池設備の当該消防用設備等に係る容量の算出方法

(オ) 付近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図とする。ただし、敷地が大きい場合や、同一敷地内に2以上の防火対象物等があり、相互に関係がある場合には、敷地内の建物配置図も添付する。

(カ) 平面図

次のa及びbの事項を明記する。

- a 消火設備等の設置に係る階について、各階の防火区画、階段、間仕切り壁、室毎の用途、パイプシャフト等の位置
- b 消火設備等の配管系統及び各機器の種類、設置位置等の状況
不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備で全域放出方式のものは、開口部の構造及び面積が明らかになる詳細図を添付する。

(キ) 断面図

消火設備の設置に係る階の断面を明記する。

(ク) 配管系統図

水源又は消火薬剤容器等から末端のヘッド、ノズル等の機器までの配管摩擦損失計算の基礎となる使用管長、管径、管継手、弁等を明記する。

(ケ) 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記する。

(コ) 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品は除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記する。

(サ) その他

ハロゲン化物消火設備については、

要な情報が不足し、審査上必要な内容が確認できない場合は、使用機器図等の添付が必要な場合があること。

「ハロンバンクの運用等について」（平成6年2月10日消防予第32号、消防危第9号）6. (2)に基づいて、同通達別紙4に示された「設置ガス、補充ガス供給申請書」の承認印欄に特定非営利活動法人消防環境ネットワークが承認した旨の押印をしたものの写しを前(イ)消火設備等の概要表の次に添付する。

イ 警報設備（自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、総合操作盤、非常警報設備、漏電火災警報器）

(7) 防火対象物又は製造所等の概要表

兵庫県内統一様式第1号による。

(i) 警報設備の概要表

自動火災報知設備については、兵庫県内統一様式第5号、第5-2号及び第5-3号による。

ただし、様式第5-3号については、配線系統図等により必要な項目が明らか場合は省略することができる。

消防機関に通報する火災報知設備については、兵庫県内統一様式第6号による。

ガス漏れ火災警報設備については、兵庫県内統一様式第7号による。

総合操作盤については、兵庫県内統一様式第9号による。

漏電火災警報器については、兵庫県内統一様式第13号による。

非常警報設備については、兵庫県内統一様式第14号による。

なお、総合操作盤については、下記通知に基づく「消防防災システム評価」を受けた場合、当該評価書の写しを添付する。

○「消防防災システムのインテリジェント化の推進について」（昭和62年2月17日付け消防予第25号）

○「総合消防防災システムガイドラインについて」（平成9年9月16日付け消防予第148号）

○「操作盤及び総合操作盤の評価について」（平成9年7月29日付け消防予第127号）

(ウ) 計算書

非常警報設備のうち放送設備については、スピーカーの合成インピーダンス計算書を添付する。

(エ) 非常電源計算書

前ア. (エ)に準ずる。

(オ) 付近見取図

前ア. (オ)に準ずるが、建物配置図には、既存設備との接続状況等を色別等により明記する。

(カ) 平面図

警報設備の機器等の種類、配置、配線状況等を明記するとともに、警報設備の設置に係る階の防火区画の状況、各室の用途等も明記する。ガス漏れ火災警報設備については、ガスコックの位置、ガス機器の種類、設置場所も明記する。

ただし、漏電火災警報器については、引込線取付点から屋内分電盤までの配線と変流器及び受信機の設置位置並びに音響装置を設置した場所の用途を明記することです。

(キ) 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの。(建築物の屋根の傾斜、はりの深さ、天井の形状、高さ等について明記する。)

(ク) 配線系統図

電源系統図、設備系統図、設備図の順とし、次のとおりとする。ただし、漏電火災警報器については、引込線取付点から分電盤までの単線結線、操作電源の分岐方法、電線の太さ及び開閉器等の容量を明記したもので足りる。

a 「電源系統図」には、常用電源又は非常電源から消防用設備等に至る配線の概要を明記する。ただし、常用電源について電源系統標準図(非常電源を常用とするものを除く。)を添付した場合、又は非常電源について非常電源系統標準図を添付した場合には、当該部分の系統図を省略することができる。

b 「設備系統図」には、電線管の口径、配線本数、電線路の立上がり・引下げ、警戒区域、受信機、中継器、発信機、感知器、検知器等の使用機器の配置状況等を階別、系統別に明記する。

c 「設備図」には、設備系統図を構成する機器、配管、配線等を平面的に明記して、消火設備の設置等により感知器が省略された部分は、図面にその旨を色別等により明記する。また、既設の自動火災報知設備等がある場合は、図面にその旨を明記する。

(ケ) 使用機器図

設備の概要及び使用機材の機能・構造等を明記する。

ウ 避難器具

(ア) 避難器具(施設)の概要表

兵庫県内統一様式第8号による。

(イ) 計算書

避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記する。なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記する。

(ウ) 付近見取図

前ア. (ウ)に順ずる。ただし、避難器具の設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できる防火対象物の所在地付近の略図及び建物配置図がある場合は省略できる。

(エ) 平面図

避難器具の種類、取付位置の状況等、設置に係る階の防火区画及び各室の用途を明記するとともに、階段（直通階段、避難階段又は特別避難階段の別を明記する。）避難口、屋上広場、バルコニー、その他の避難施設の状況を明記する。

(オ) 立面図

避難器具の設置に係る部分の立面を明記する。

(カ) 避難器具の設計図等

避難器具を取り付ける開口部の詳細（構造及び寸法）、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記する。なお、立面図等に明記できる場合は省略できる。

(キ) 使用機器図

使用機材の機能・構造等を明記する。

エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

(7) パッケージ型消火設備

a 付近見取図

前ア. (ウ)に準じる。

b 防火対象物又は製造所等の概要表

兵庫県内統一様式第1号による。

c パッケージ型消火設備の概要表

兵庫県内統一様式第10号による。

d 平面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室の用途等及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記する。

e 断面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記する。

f 配線系統図及び展開図

配線の種類等及び電気系統の接続関係を明記する。

g 使用機器図

ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記する。

(イ) パッケージ型自動消火設備

a 付近見取図

前ア. (オ)に準じる。

b 防火対象物又は製造所等の概要表

兵庫県内統一様式第1号による。

c パッケージ型自動消火設備の概要表

兵庫県内統一様式第11号による。

d 平面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画、各室の用途等及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置、放出導管、同時放射区域の状況等を明記する。

e 断面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面図を明記する。

f 放出導管系統図

パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記する。

g 配線系統図

前ア. (ケ)に準じる。

h 使用機器図

感知部、放出口等に使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記する。

オ 誘導灯

(ア) 防火対象物又は製造所等の概要表
兵庫県内統一様式第1号による。

(イ) 誘導灯の概要表
兵庫県内統一様式第15号による。

(ウ) 付近見取図
前イ. (オ)に準ずる。

(エ) 平面図
誘導灯の設置位置、種別（避難口、通路等の別）、種類（A級・B級・C級の別）、点灯方式、非常照明代替の有無等を明記する。

(オ) 配線系統図
分電盤等からの配線方法、使用電線及び工事方法等を明記する。

(カ) 使用機器図
ウ. (キ)に準ずる。

カ 排煙設備

(ア) 防火対象物又は製造所等の概要表
兵庫県内統一様式第1号による。

(イ) 排煙設備の概要表
兵庫県内統一様式第17号による。

(ウ) 付近見取図
前イ. (オ)に準ずる。

(エ) 平面図
排煙区域、空気流入口、排煙口及び手動起動装置の位置を明記する。

(オ) 配線系統図
分電盤等からの配線方法、使用電線及び工事方法等を明記する。

(カ) ダクト系統図
階別の平面系統及び立面系統を明記する。ただし、平面系統については、平面図に明記することができる。

(キ) 使用機器図
前イ. (ケ)に準ずる。

キ 非常コンセント設備

(ア) 防火対象物又は製造所等の概要表

- 兵庫県内統一様式第1号による。
- (イ) 非常コンセント設備の概要表
兵庫県内統一様式第20号による。
- (ウ) 付近見取図
前イ.(オ)に準ずる。
- (エ) 平面図
非常コンセントの設備位置を明記する。
- (オ) 立面図
非常コンセント保護箱の床面からの設置位置、箱内の器具の配置状況等を明記する。
- (カ) 配線系統図
次の内容を明記する。
a 常用電源及び非常電源の配線
b 開閉器等の位置、種類、容量等
- (キ) 使用機器図
保護箱、非常コンセント、遮断器等の各機器の外観図、仕様等を明記する。
- ク 無線通信補助設備
- (ア) 防火対象物又は製造所等の概要表
兵庫県内統一様式第1号による。
- (イ) 無線通信補助設備の概要表
兵庫県内統一様式第21号による。
- (ウ) 付近見取図
前イ.(オ)に準ずる。
- (エ) 平面図
下記(オ)の設備図と兼ねることができる。
- (オ) 配線図
電源系統図、設備系統図、設備図の順とする。
a 「設備系統図」には、配線の立上がり・引下げ機器の配置状況等について階別、系統別に明記し、各機器（構成部品）における損失、利得及びふく射レベルを明記する。
b 「設備図」には設備系統を構成する機器、配線等を平面的に明記する。
- (カ) 使用機器図
保護箱、混合器、分配器、空中線等の各機器の姿図、展開図、仕様等を明記する。
- ケ 非常電源
- (ア) 防火対象物又は製造所等の概要表
兵庫県内統一様式第1号による。
- (イ) 非常電源の概要表
兵庫県内統一様式第22号による。
- (ウ) 非常電源計算書
自家発電設備又は蓄電池設備に付置されるすべての消防用設備等、その他の防災設備等の容量計算とする。
- (エ) 配線系統図及び展開図
単線又は三線結線図及び制御回路図とする。
- (オ) 平面図

設置場所とその周辺及び設置場所内の機器の配置、換気ダクト等の付属設備の配置を明記する。

(カ) 使用機器図

主たる機器の姿図、外観図を明記する。

別表第2-3 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	修繕	取替え
動力消防ポンプ	該当なし。	該当なし。	該当なし。
消電気災警報器	該当なし。	該当なし。	該当なし。
非常ベル 自動式サイレン	① ベル、サイレン、起動装置、表示灯 → 既設と同種のもの → 同一組の範囲に設置する場合	① ベル、サイレン、起動装置、表示灯 → 同一組の範囲の場合	ベル、サイレン、起動装置、表示灯
	② スピーカー → 既設と同種のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	② スピーカー → 同一組の範囲内でアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	② 機軸材、機軸材取り付け具 ③ スピーカー → 既設と同種のもの → アンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下
通報はしご(固定式の金属製はしごを除く)	該当なし。	① 本体・取付金具 → 同一指に限る。 → 設置時と同じ施工方法による。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 既設と同種のもの → 設置時と同じ施工方法による。
すべり台	該当なし。	該当なし。	該当なし。
通報機その他の通報器具	該当なし。	該当なし。	① すべての構成部品で、圧力及び振動に支障のないもの。 ② 5個以下の取替えの場合
排煙設備	① 排煙口 → 排煙機及び給排煙管の取付に支障がない場合 ② 排煙機、給排煙管 → 排煙機及び給排煙管の取付に支障がない場合 ③ 手動開放装置 → 排煙機に取付可能な場合 ④ 自動開放装置 → 同一防火区画内の場合かつ既設と同種のもの	① 排煙口、給排煙管 → 排煙機及び給排煙管の取付に支障がない場合 ② 手動開放装置 → 同一防火区画内の場合かつ排煙機に取付可能な場合 ③ 自動開放装置 → 同一防火区画内の場合かつ既設と同種のもの	排煙機及び給排煙管を除く構成部品
	非常コンセント設備	修繕なし。	修繕なし。
無線送信機受信機	該当なし。	該当なし。	加配を除去するすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び出力が変更がないもの
連結散水設備	① ヘッド → 同一防火区画において5個以下の場合、かつ防火区画に支障がない場合 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 同一防火区画において5個以下の場合、かつ防火区画に支障がない場合 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	加配を除去するすべての構成部品 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。
	連結送水管	該当なし。	該当なし。
非常電話	既設と同種のもので既に設置されているものを追加するもの	同一区画内に設置する場合	全ての構成部品が変更されているものと同等のもの

- 備考
- 1 感知器の取替えについては、次のとおりとする。
 - (1) 既設と同種別の感知器を取替える場合で、感知器ベースを変更しない場合は、整備として取り扱う。
 - (2) 感知器から感知器への交換工事など、感知器の位置を変更する場合は、設置に関する基準が異なることから、取替として取り扱う。
 - (3) 消防用設備のカットレール等の工事を行う場合は、消防用設備等工事計画届出書を要しない。
 - (4) 消防用設備の種別が確認されて取り付けた消火器具については、消防設備検査報告書にその旨記載することで、設置届出書を省略することが出来る。

別表第2-3 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類	増設	修繕	取替え
動力消防ポンプ	該当なし。	該当なし。	該当なし。
消電気災警報器	該当なし。	該当なし。	該当なし。
非常ベル 自動式サイレン	① ベル、サイレン、起動装置、表示灯 → 既設と同種のもの → 各2個以下	① ベル、サイレン、起動装置、表示灯 → 既設と同種のもの → 各2個以下	① ベル、サイレン、起動装置、表示灯 → 既設と同種のもの → 各2個以下
	② スピーカー → 既設と同種のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	② スピーカー → 同一防火区画内でアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	② スピーカー → 既設と同種のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下
通報はしご(固定式の金属製はしごを除く)	該当なし。	① 本体・取付金具 → 同一指に限る。 → 設置時と同じ施工方法による。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 既設と同種のもの → 設置時と同じ施工方法による。
すべり台	該当なし。	該当なし。	該当なし。
通報機その他の通報器具	該当なし。	該当なし。	該当なし。
排煙設備	該当なし。	該当なし。	① 本体 → 既設と同じ性能・設置状況に限る。
非常コンセント設備	該当なし。	① コンセント、保護箱 → 同一警報範囲内での修設	① コンセント、保護箱 → 既設と同種のもの
無線送信機受信機	該当なし。	該当なし。	該当なし。
連結散水設備	① ヘッド → 5個以下で防衛範囲が変わらない場合に限る。 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	① ヘッド → 5個以下で防衛範囲が変わらない場合に限る。 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。	すべての構成部品 → 既設と同種のもの
	連結送水管	該当なし。	① 放水口及び放水用具格納箱 → 同一警報範囲内での修設

第2節 各論

第1 消防用設備等の地震防災対策

(1)~(7) 略

(8) スプリンクラー設備、連結散水設備及び連結送水管の送水口は、次によること。◆

ア 土中埋設配管における建築物導入部は地震時の建築物の振動と地震動の振動状況が異なるため、大きな変位を受ける。このため、建築物と地盤との間の変位による配管の損傷を防ぐため、原則として配管が土中に埋設されることのないプレート型のものとし、建築物の壁体等の部分に設けること(第1-3図参照)。

イ 建築物及び周囲の状況等により、前アにより難しい場合は、前(2)の例によりフレキシブル管等を用いることにより、スタンド型とすることができる(第1-4図参照)。

ウ 前イでフレキシブル管が必要な場合であっても、合成樹脂配管(性能認定品に限る)を次に

第2節 各論

第1 消防用設備等の地震防災対策

(1)~(7) 略

(8) スプリンクラー設備及び連結送水管の送水口は、次によること(連結散水設備についても同様とすること)。◆

ア 土中埋設配管における建築物導入部は地震時の建築物の振動と地震動の振動状況が異なるため、大きな変位を受ける。このため、建築物と地盤との間の変位による配管の損傷を防ぐため、原則として配管が土中に埋設されることのないプレート型のものとし、建築物の壁体等の部分に設けること(第1-3図参照)。

イ 建築物及び周囲の状況等により、前アにより難しい場合は、前(2)の例によりフレキシブル管等を用いることにより、スタンド型とすることができる(第1-4図参照)。

掲げる基準により用いる場合は、フレキシブル管を省略することができる。

なお、この場合、地盤変位吸収量に必要な配管必要長さLは表第1-2によることとする。

表第1-2 配管長さL (単位:mm)

	呼び径					
	50	65	100	125	150	200
通常の地盤	548	616	755	837	908	1039
埋立地等	949	1063	1308	1449	1573	1800

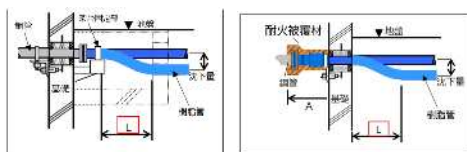
(7) 建築物の屋外側地中でフランジ接続し架台固定する場合

第1-5図により固定すること。

(8) 建築物ピット内で接続し架台固定する場合

建築物のピット内で固定する場合は、第1-6図のAの範囲に限りピット内導入を認めることとする。ただし、当該導入部分については、ロックウール50mmで覆う等の耐火被覆措置が必要であること。

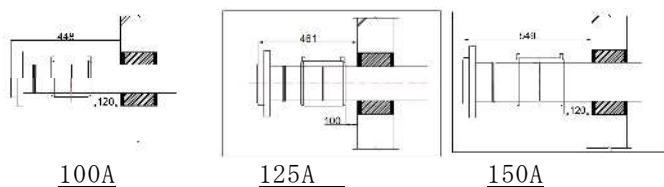
なお、導入許容長さAについては、表第1-3のとおりとし、具体的には第1-7図によること。



第1-5図 第1-6図

表第1-3 導入許容長さA (単位:mm)

—	呼び径		
	100以下	125	150
許容長さ	448	461	549



第1-7図

(7) 合成樹脂配管の敷設については、車路部分は地表から60cm以上、その他の部分は地表から30cm以上の埋設深さを確保すること。

(9) その他、貯水槽等は地震等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、配管等の設計・施工は、「建築設備耐震設計・施工指針」2014年版（一般財団法人

(9) その他、貯水槽等は地震等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。この場合において、配管等の設計・施工は、「新版建築設計耐震設計・施工指針」2012年版（日本建築センター発行）によること。

人日本建築センター発行）によること。

3 防災センター等及び非常電源等の浸水対策 ◆
津波等による浸水が想定される場合は次の措置を講じること。

(1) 防災センター等は、本節 第25 総合操作盤等 2 によるほか、止水板若しくは土嚢の準備又は防災センター等の上階設置（※）などの津波浸水対策を講ずること。

（※）条例第50条の4の2第3項第1号により、避難階以外に防災センター等を設ける場合は、防災センター等から直接地上に通ずる直通階段が必要となる。

(2) 消防用設備等に必要とされる非常電源を構成する発電機又は変電設備等が設置されている電気室等及び消火ポンプ室並びに不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備のボンベ室等については、止水板若しくは土嚢の用意又は当該室等の上階設置などの津波浸水対策を講ずること。

第2 屋内消火栓設備

1 略

2 加圧送水装置

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

ア 設置場所

(7) ポンプ（水中ポンプを除く。）

加圧送水装置は点検に便利で不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画した室（以下、この第2において「消火ポンプ室」という。）に設けることとするほか、次によること。

a 消火ポンプ室の開口部には、防火設備である防火戸を設けること。 ◆

b 消火ポンプ室は、専用の室とすること。

◆

c 消火ポンプ室を地下ピットや上階の階高のあるピット等に設けようとする場合にあつては、容易にポンプ室に出入り出来るように、階段を設置すること。 ◆

ピットの蓋を設けるだけの方式は認められない。

d 消火ポンプ室には、空調、衛生設備等の機器で出火のおそれのないものは併置することができる。

e 屋外や屋上にキュービクル型ユニットとして設ける消火ポンプ室、又は別棟として消火ポンプ専用棟を設ける場合の開口部は、不燃材料で造られている扉とすること
で足りる。

f 消火ポンプ室には、有事の際、容易に進入できるよう措置するとともに、照明装置（非常用の照明装置兼用）を設置すること。 ◆

g 消火ポンプ室の入口付近には、消火ポンプ室の表示をすること。 ◆

(イ) 略

3 防災センター等及び非常電源等の津波浸水対策 ◆

(1) 兵庫県が作成している南海トラフ巨大地震津波浸水想定図で、0 cmを超える浸水が想定される区域内（以下、この第1において「津波浸水地域」という。）に存する防火対象物は、次の津波浸水対策を講じること。なお、津波浸水地域は、兵庫県CGハザードマップで確認することができる。

第2 屋内消火栓設備

1 略

2 加圧送水装置

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては、次によること。

ア 設置場所

(7) ポンプ（水中ポンプを除く。）

加圧送水装置は点検に便利（安全に点検ができ、ポンプ室が地下にある場合は階段を設置）で、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画し、開口部には、防火設備である防火戸を設けた専用の室（以下、この第2において「消火ポンプ室」という。）に設けること。

また、消火ポンプ室には、有事の際、容易に進入できるよう措置するとともに、照明装置（非常用の照明装置兼用）を設置し、入口付近には、消火ポンプ室の表示をすること。

◆

(イ) 略

イ 機 器

- (7) 用いることができる加圧送水装置
加圧送水装置等は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号。以下、この第2において「加圧送水装置告示基準」という。)に適合するもの(以下、この第2において「告示適合品」という。)であること。

なお、原則として認定品を使用することとし、維持管理を考慮して、水中ポンプ以外のポンプを選定すること。◆

(4)～(6) 略

ウ 設置方法

- (7) ポンプの吐出量

省令第12条第1項第7号ハ(4)、同条第2項第5号イ及び同条第3項第2号によるほか、次によるものとする。

a 同一防火対象物で、他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあつては、次によること。

(a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(b) 略

- (2) 加圧送水装置に高架水槽を用いるものにあつては、加圧送水装置告示基準によるほか次によること。

ア 設置場所

前(1). アによるほか、屋上等で火災等の災害の影響のおそれのない位置に設けること。

イ 機 器

- (7) 高架水槽は省令第12条第1項第7号イ.(4)によること。

なお、高架水槽の材質は原則として鋼製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの(以下、この第2において「鋼板製等」という。)とすること。

ただし、次の全てに適合する場合に限り、鋼板製等以外のものとするることができる。

- (3) 放水圧力

放水圧力については、政令第11条第3項及び省令第12条第1項第7号に規定されているが、屋内消火栓の種別に応じて次のとおりとすること。

- ・ 1号消火栓 0.17MPa以上0.5MPa未満 ◆
- ・ 易操作性1号消火栓 0.17MPa以上0.7MPa未満
- ・ 広範囲型2号消火栓 0.17MPa以上0.7MPa未満
- ・ 2号消火栓 0.25MPa以上0.7MPa未満

なお、上限放水圧力を超えないための措置は、次によること。

ア 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法(第2-2図参照)

イ ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法(第2-3図参照)

ウ 中継ポンプを設ける方法(第2-4図参照)

イ 機 器

- (7) 用いることができる加圧送水装置

加圧送水装置等は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号。以下、この第2において「加圧送水装置告示基準」という。)に適合するもの(以下、この第2において「告示適合品」という。)であること。

なお、原則として認定品を使用すること。◆

(4)～(6) 略

ウ 設置方法

- (7) ポンプの吐出量

省令第12条第1項第7号ハ(4)、同条第2項第5号イ及び同条第3項第2号によるほか、次によるものとする。

a 同一防火対象物で、他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあつては、次によること。

(a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。ただし、耐火建築物に設置されており、他の消火設備と同一階にないものは加算を要しないものであること。

(b) 略

- (2) 加圧送水装置に高架水槽を用いるものにあつては、加圧送水装置告示基準によるほか次によること。

ア 設置場所

前(1). アによるほか、屋上等で火災等の災害の影響のおそれのない位置に設けること。

イ 機 器

- (7) 高架水槽は省令第12条第1項第7号イ.(4)によること。

なお、高架水槽の材質は原則として鋼製(ステンレス及び亜鉛鉄板等は含まれない。)又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの(以下、この第2において「鋼板製等」という。)とすること。

ただし、次の全てに適合する場合に限り、鋼板製等以外のものとするることができる。

- (3) 放水圧力

放水圧力については、政令第11条第3項及び省令第12条第1項第7号に規定されているが、屋内消火栓の種別に応じて次のとおりとすること。

- ・ 1号消火栓及び易操作性1号消火栓 0.17MPa以上0.5MPa未満 ◆
- ・ 広範囲型2号消火栓 0.17MPa以上0.7MPa未満
- ・ 2号消火栓 0.25MPa以上0.7MPa未満

なお、上限放水圧力を超えないための措置は、次によること。

エ 減圧機構付の消火栓開閉弁を使用する方法

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法

(7) 減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

(4) 減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

(7) 減圧弁の口径は、減圧性能を満たす口径とすること。

(イ) (-助)日本消防設備安全センターの性能評定品（以下、この第2において「評定品」という。）とすること。

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法

(7) 減圧弁は、減圧措置のための専用の弁とすること。

(4) 減圧弁は、水圧により自動的に流過口径が変化し、圧力制御を行うものであること。

(7) 減圧弁の接続口径は、減圧性能を満たす取付部分の管口径と同等以上のものであるとすること。

(イ) 設置階は、(-助)日本消防設備安全センターの性能評定品（以下、この第2において「評定品」という。）を除き、当該設備の設置される最下階から3階層（地階を含む。）以内とすること。なお、中継ポンプの吐出量側直近の当該ポンプの受けもつ階層についても適用されるものであること。

3 水源

(1) 略

(2) 水源水量の確保

イ 雑用水等の水源と併用する場合の有効水量は、次のいずれかによること。

(4) 雑用水等の用に供する水量が電氣的に自動制御できないもので、加圧送水装置にポンプを用いる場合にあつては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあつては、当該消火設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること（第2-8図、第2-9図参照）。

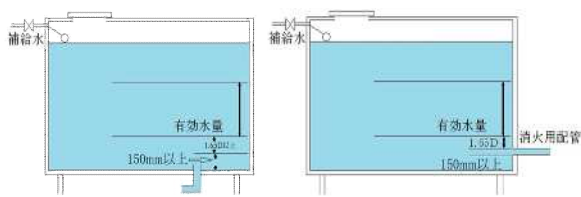
3 水源

(1) 略

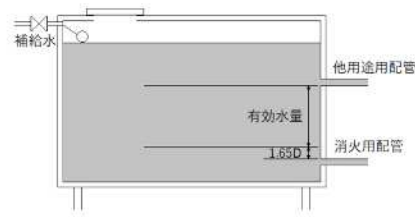
(2) 水源水量の確保

イ 雑用水等の水源と併用する場合の有効水量は、次のいずれかによること。

(4) 雑用水等の用に供する水量が電氣的に自動制御できないもので、加圧送水装置にポンプを用いる場合にあつては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあつては、当該消火設備の吐出管の上部に他の設備の吐出管を設け、その間の水量を有効水量とすること（第2-8図、第2-9図参照）。



第2-9図



第2-9図

4 配管

(1) 略

(2) 設置方法

ア～カ 略

キ 配管内の水を水源水槽に戻す場合は、配管内面の亜鉛メッキ層が長期にわたり滞留している水により酸化され、これに伴う還元反応（カソード反応）により水素が発生しないような措置を行うこと。◆

4 配管

(1) 略

(2) 設置方法

ア～カ 略

キ 亜鉛メッキ配管を使用する場合、配管内面の亜鉛メッキ層が長期にわたり滞留している水により酸化され、これに伴う還元反応（カソード反応）により発生した水素により事故事例が報告されていることから、配管内の水は水源水槽に戻さないことが望ましい。◆

5～7 略

8 消火栓箱等

5～7 略

8 消火栓箱等

(1) 機器 ◆

ア 1号消火栓 (易操作性1号を除く。)

(ウ) ノズル等

a 管そうは、日本消防検定協会の認定評価品を用いること。

b ノズルは、開閉装置付のものを用いること。この場合、スムーズノズルを使用する場合は、認定評価品とすること。

(エ) ホース

ホースは、呼称40のもので、長さは、屋内消火栓から階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルからの放水距離7m以内で放水した場合に有効に放水できる長さとする。この場合の有効に放水できるとは、実際にホースを延長して消火対象室の中まで到達するなど、有効に当該部分を消火できることが必要であること。

イ 易操作性1号消火栓、2号消火栓及び広範囲型2号消火栓

(ア) 認定評価品を用いること。

ただし、延長ホースの増設が必要な場合又は改修により既設消火栓箱を用いる場合は、前ア(イ)によること。

(イ) ホースの呼称、長さは、認定評価時のものとし、屋内消火栓箱は階の各部分に消防用ホースを延長し、ノズルから放水距離(易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあつては7m、2号消火栓にあつては10m)以内で放水した場合に有効に放水できるように配置すること。この場合の有効に放水できるとは、実際にホースを延長して消火対象室の中まで到達するなど、有効に当該部分を消火できることが必要であること。

ウ 使用方法の表示

消火栓箱の扉の表面又は扉を開いた時の見やすい位置に、当該消火栓の使用方法を表示すること(第2-16図及び第2-17図参照)。

(2) 設置方法

原則として、同一防火対象物には、同一操作性のものを設置することとし、消火栓箱は、出入口や階段の直近等、火災時に容易に認識し、使用しやすい場所に設置すること。◆

なお、ホースについては、包含範囲の各部分を有効に放水できることが必要であること。

(1) 機器 ◆

ア 1号消火栓

(ウ) ノズル等

a 管そうは、日本消防検定協会の品質評価品を用いること。

b ノズルは、開閉装置付のものを用いること。この場合、スムーズノズルを使用する場合は、品質評価品とすること。

イ 易操作性1号消火栓

(ア) 品質評価品を用いること。

ウ 2号消火栓

品質評価品を用いること。

エ 広範囲型2号消火栓

品質評価品を用いること。この場合のノズルはアスピレートノズルであること。

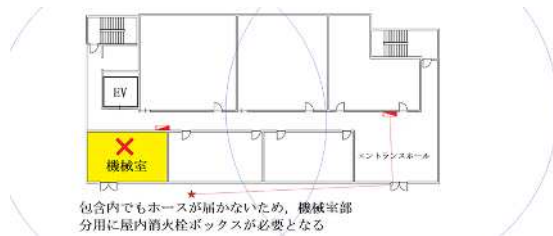
オ 使用方法の表示

消火栓箱の扉の表面又は扉を開いた時の見やすい位置に、当該消火栓の使用方法を表示すること(第2-16図及び第2-17図参照)。

(2) 設置方法

原則として、同一防火対象物には、同一操作性のものを設置することとし、消火栓箱は、出入口や階段の直近等、火災時に容易に認識し、使用しやすい場所に設置すること。◆

なお、ホースについては、包含範囲の各部分を有効に放水できることが必要である(第2-18参照)。



第2-18図 包含内ではあるが、有効でない

場合の例

ア 略

イ 易操作性1号消火栓

(7) 消火栓箱内に連結送水管の放水口を併設する場合には、当該箱の大きさを大きくする必要がありますので、前(1). イにより 品質評価を受けたものを使用すること。

なお、連結送水管と併設できるものは前ア. ア. dによること。

9 配管の摩擦損失計算等

(1) 略

(2) 易操作性1号消火栓

ア 易操作性1号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). イによる 認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 易操作性1号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第1号ニに規定される個数にノズルからの放水量1500 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

(3) 2号消火栓

ア 2号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). イによる 認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第2号ロ. (4)に規定される個数にノズルからの放水量700 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

(4) 広範囲型2号消火栓

ア 広範囲型2号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). イによる 認定評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第2号ロ. (4)に規定される個数にノズルからの放水量900 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

10 略

11 パッケージ型消火設備

(1) 略

(2) 設置することができる場所の要件

前(1)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」は、次に掲げる場所以外の場所とする。

(1) 略

(2) 易操作性1号消火栓

ア 易操作性1号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). イによる 品質評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 易操作性1号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第1号ニに規定される個数にノズルからの放水量1500 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

(3) 2号消火栓

ア 2号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). ウによる 品質評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第2号イ. (5)に規定される個数にノズルからの放水量700 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

(4) 広範囲型2号消火栓

ア 広範囲型2号消火栓のノズル、弁、ホース等の摩擦損失水頭は、前8.(1). エによる 品質評価時に算定され、機器の仕様書に明示された数値とすること。

イ 2号消火栓の接続部から加圧送水装置までの配管の摩擦損失計算は、政令第11条第3項第2号ロ. (5)に規定される個数にノズルからの放水量900 /minを乗じて得た数を当該配管の流量として行うこと。

10 略

11 パッケージ型消火設備

(1) 略

(2) 設置することができる場所の要件

前(1)の「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」は、次に掲げる場所以外の場所とする。

ア 外気に直接開放された開口部を有する階で、かつ、開放部分の合計面積が当該階の床面積の15%以上あるもの。

なお、開口部の位置、構造等については、本節 第5 泡消火設備 5. (1)ア. (イ). a から e を準用すること。

イ 建基法に基づく機械排煙設備又はそれと同等の排煙装置（以下本節第3において「排煙装置等」という。）が設けられているとともに、パッケージ型消火設備を操作する際に、容易に排煙操作ができるように措置されていること。

ただし、既存の防火対象物の小規模な部屋等で、扉を開放した場所から容易かつ有効にパッケージ型消火設備の消火剤を放射できる場合は、当該パッケージ型消火設備を使用する部分に排煙装置等が設けられていることで足りる。

(3) 設置方法
略

(4) 特例

地階が避難階となる防火対象物で、開口部等が、第2章第1節第5「無窓階の取扱い」の無窓階以外の階に合致するものについては、パッケージ型消火設備の設置に限り、地階以外の階と同様に取扱うことができる。

第3 非常電源

1～2 略

3 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次によること。

ア 高圧又は特別高圧で受電する非常電源受電設備であつて、キュービクル式のものは、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号。以下、この第3において「キュービクル告示」という。）に適合するものであること。

なお、原則として認定品を設置すること。◆

(2) 結線方法

ア 非常電源専用の受電用遮断器を次により設

ア 外気に直接開放された開口部を有する階で、かつ、開放部分の合計面積が当該階の床面積の15%以上あるもの。

なお、開口部の位置、構造等については、本節 第5 泡消火設備 5. (1)ア. (イ). a から e を準用すること。

イ 随時容易に開放できる開口部を有する階で、かつ、開放部分の合計面積が当該階の床面積の20%以上あるもの。

なお、開口部の位置、構造等については、本節第5 泡消火設備 5. (1). ア. (ウ). (b、cを除く。)を準用すること。

ウ 火災の際、煙が有効に排除でき（建基法に基づく機械排煙設備又は自然排煙設備が設けられていること。）、安全に初期消火を行うことができるとともに、避難時には主要な避難口を容易に見通すことができ、又は当該開口部から避難できる場所。

(3) 留意事項

パッケージ型消火設備は消火剤量が限定的であり、消火に失敗した際に備えた退路の確保が必要であることから、次の点に留意すること。

ア 前(2). ウを運用する場合は事前に消防長と協議すること。

イ 新築の防火対象物には通常用いられる屋内消火栓設備を設置すること。◆

(4) 設置方法
略

第3 非常電源

1～2 略

3 非常電源専用受電設備

非常電源専用受電設備は、次により設置すること。

(1) 構造及び性能

非常電源専用受電設備の構造及び性能は、次によること。

ア キュービクル式のものは、「キュービクル式非常電源専用受電設備の基準」（昭和50年消防庁告示第7号。以下、この第3において「キュービクル告示」という。）に適合するものであること。

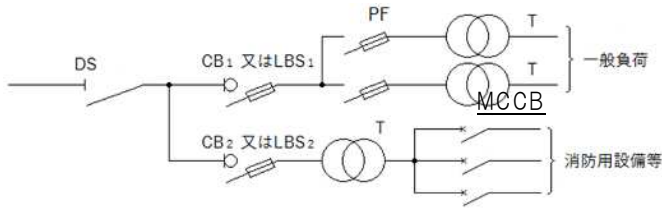
なお、原則として認定品を設置すること。◆

(2) 結線方法

ア 非常電源専用の受電用遮断器を次により設

け、消防用設備等へ電源を供給する場合
(7) 略

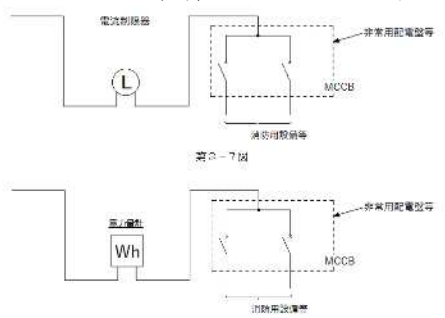
(イ) 消防用設備等の受電用遮断器（CB2又はLBS2）を専用に分ける場合は、一般負荷用受電用遮断器（CB1又はLBS1）と同等以上の遮断容量を有すること（第3-3図参照）。



第3-3図

オ 低圧で受電し消防用設備等へ電流を供給する場合

(7) 非常電源専用で受電するもの（第3-7図、第3-8図参照）



第3-8図

4 自家発電設備

自家発電設備は、次により設置するものとする。

(1) 構造及び性能

キ 連結送水管のブースターポンプの非常電源に用いる場合にあつては、2時間以上運転できる性能を有するものであること。

※ 長時間型として認証を受けたものとする。◆

5、6 略

7 非常電源回路等

(1)~(5) 略

(6) 自動火災報知設備

第3-21図

※① 中継器の非常電源回路（受信機又は中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でも可）

※② 受信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線にすること。

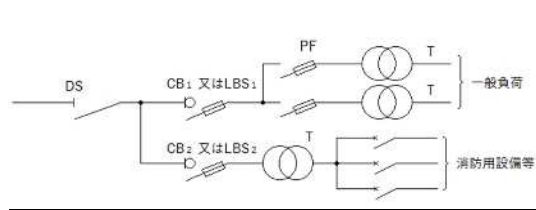
※③ 発信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線とすることができる。

第4 スプリンクラー設備

1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）

け、消防用設備等へ電源を供給する場合
(7) 略

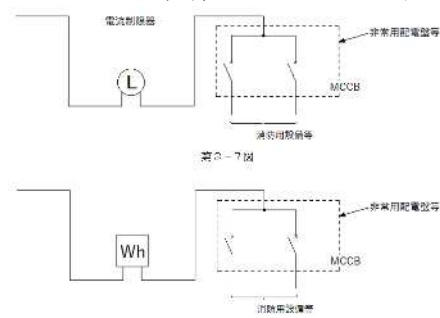
(イ) 消防用設備等の受電用遮断器（CB2又はLBS2）を専用に分ける場合は、一般負荷用受電用遮断器（CB1又はLBS1）と同等以上の遮断容量を有すること（第3-3図参照）。



第3-3図

オ 低圧で受電し消防用設備等へ電流を供給する場合

(7) 非常電源専用で受電するもの（第3-7図、第3-8図参照）



第3-8図

4 自家発電設備

自家発電設備は、次により設置するものとする。

(1) 構造及び性能

キ 連結送水管の非常電源に用いる場合にあつては、長時間運転できる性能を有するものであること。◆

※ 定格負荷で連続10時間運転できるものとして、認証されている長時間型自家発電装置の設置が望ましい。

5、6 略

7 非常電源回路等

(1)~(5) 略

(6) 自動火災報知設備

第3-21図

※① 中継器の非常電源回路（中継器が予備電源を内蔵している場合は一般配線でも可）

※② 受信機を他の消防用設備等の起動装置と兼用する場合、発信機上部表示灯の回路は、非常電源付の耐熱配線にすること。

※③ 発信機が防災センターに設けられている場合は、一般配線とすることができる。

第4 スプリンクラー設備

1 共通事項（特定施設水道連結型を除く。）

- (1) 略
- (2) 配管等
 - ア 略
 - イ 設置方法

(ア) 略

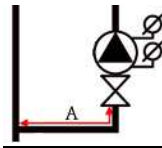
- (イ) 立上り管 ◆

立上り管（加圧送水装置の吐出側直近に設ける止水弁の二次側から、制御弁又は流水検知装置の一次側配管までをいう。第4-1図及び第4-2図参照）の管径は、省令第13条の6第1項各号により算出した個数に応じ、それぞれ第4-1表に掲げるものとする。ただし、次の場合はこの限りでない。

a 立上り管の当該部分以降の配管に取り付けられるスプリンクラーヘッド（以下、この第4において「SPヘッド」という。）の個数が30個未満の場合にあつては、当該部分の管径は、その取り付け個数に応じ、それぞれ第4-2表によることができる。

b 立上り管から分岐した制御弁までの部分（第4-3図Aの範囲）については、当該制御弁が受け持つ範囲のSPヘッドが全て高感度ヘッドの場合は、流水検知装置の内径に合わせた管径とすることができる。

(ウ)～(オ) 略



第4-3図

(ウ)～(オ) 略

- (3) 略
- (4) 送水口等
 - イ 設置方法 ◆

(ア) 略

- (イ) 送水口に接続する配管は立上り管の口径

- (1) 略
- (2) 配管等
 - ア 略
 - イ 設置方法

(ア) 略

- (イ) 立上り管 ◆

立上り管（加圧送水装置の吐出側直近に設ける止水弁の二次側から、制御弁又は流水検知装置の一次側配管までをいう。第4-1図及び第4-2図参照）の管径は、省令第13条の6第1項各号により算出した個数に応じ、それぞれ第4-1表に掲げるものとする。ただし、立上り管の当該部分以降の配管に取り付けられるスプリンクラーヘッド（以下、この第4において「SPヘッド」という。）の個数が30個未満の場合にあつては、当該部分の管径は、その取り付け個数に応じ、それぞれ第4-2表によることができる。

(ウ)～(オ) 略

(カ) 湿式流水検知装置の内径と配水主管の管径は、省令第14条第1項第11号ハ、(イ)に規定する流量が、第4-3表下欄の流量以上となる上欄の配管径以上のものを使用すること。◆

第4-3表

湿式流水検知装置及び配水主管の呼び径(A)	80	100	125	150
流量(L/min)	720	1080	2160	2700を超える

※湿式流水検知装置と配水主管は同内径とすること。

(キ) 放水型SPヘッドを用いる場合の流水検知装置の内径は、一の放水区域に設けられたSPヘッドの放水量が最大となる全てのSPヘッドを同時に放水した場合に、第4-3表下段の流量以上となる上段の配管径以上のものを使用すること。

◆

- (3) 略
- (4) 送水口等
 - イ 設置方法 ◆

(ア) 略

- (イ) 送水口に接続する配管は原則として呼び径100A以上、かつ立上り管の口径以上と

以上とすること。

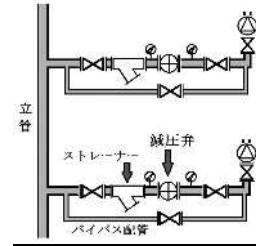
- (ウ) 略
- (エ) 省令第14条第1項第6号ホに規定する送水圧力範囲を標示した標識は、送水口ごとに第4-5図の例により設けること。

し、複数の送水口を接続する配管は呼び径150A以上とすること。

- (ウ) 略
- (エ) 省令第14条第1項第6号ホに規定する送水圧力範囲を標示した標識は、各送水口ごとに第4-5図の例により設けること。

(8) 減圧弁

SPヘッドからの放水圧力が1MPaを超えないための措置で減圧弁を利用する場合は、共同住宅用スプリンクラー設備を除き、原則として流水検知装置ごとに制御弁の一次側に設け、第4-7図に従ってバイパス管を設けること。 ◆



2 閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1)~(3) 略
- (4) 水源水量
ア~オ 略
カ 水源水量の確保方法は、本節第2 屋内消火栓設備 3. (2)及び(3)を準用すること。

2 閉鎖型SPヘッドを用いるスプリンクラー設備

- (1)~(3) 略
- (4) 水源水量
ア~オ 略
カ 水源水量の確保方法は、本節第2 屋内消火栓設備 3. (2)、(3)及び(4)を準用すること。

(5) SPヘッドの省略

- ア、イ 略
- ウ 省令第13条第3項によるほか、次の(ア)から(ウ)までの部分にはSPヘッドの設置を省略することができる。

- (ア) 略
- (イ) 1㎡未満の収納庫で、SPヘッドの有効範囲内にある場合。

(5) SPヘッドの省略

- ア、イ 略
- ウ 省令第13条第3項によるほか、次の(ア)から(ウ)までの部分にはSPヘッドの設置を省略することができる。

- (ア) 略
- (イ) 収納庫（1㎡未満）で前面側のSPヘッドで有効に警戒されている部分。この場合、収納庫の扉は木製等の可燃材料であること。

- (ウ)~(ク) 略

(6) SPヘッドの配置等

- ア、イ 略
- ウ はり、たれ壁等がある場合のSPヘッドの設置

(7) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」（以下、この第4において「摩擦損失基準」という。）によるほか、次の方法により求めること。

全揚程は、吐出量時において採水口までの落差及び配管摩擦損失水頭に6mを加えた数値以上とすること。ただし、実際に規定の放水圧、放水量等が確保できる旨を証明できる

- (ウ)~(ク) 略

(6) SPヘッドの配置等

- ア、イ 略

(7) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」（以下、この第4において「摩擦損失基準」という。）によるほか、省令第13条の6第1項に規定されるSPヘッドの個数までの配管の摩擦損失水頭は、原則、各SPヘッドからの放水量を80ℓ/min（ただし、小区画型SPヘッドの場合は50ℓ/min、

場合は、この限りでない。

なお、配水管又は枝管（直接SPヘッドが設けられている管をいう。）の口径とSPヘッドの関係は、第4-7表によること。

3、4 略

5 乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

- (1)、(2) 略
- (3) 制御盤

ア 略

イ 予作動式又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備は、感知部との連動が停止された場合に、流水検知装置の弁体が自動的に開放されること。◆

ただし、防災センター等に制御盤等を設置し、断線又は連動停止等の表示及び警報が確認でき、制御盤等により手動起動操作で流水検知装置の弁体が開放できる場合はこの限りではない。

6 略

7 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

- (1) スプリンクラー設備は、第4-37図による弁類等の監視機能を有すること。◆

なお、省令第14条第1項第12号に定める総合操作盤の設置を要する防火対象物については、第4-37図による弁類等の表示警報項目を総合操作盤の表示項目とすること。◆

放水型SPヘッドの場合は放水区域に有効に放水することができるものとして消防庁長官が定める性能）として求めた値に第4-6表の上欄に掲げる当該SPヘッドの個数に応じた同表下欄の水頭を加えた値とし、当該SPヘッドの個数以後の配管の摩擦損失計算については、省令第14条第1項第11号ハ、(イ)の規定による吐出量を流水量として行うこと。

この場合、配水管又は枝管（直接SPヘッドが設けられている管をいう。）の口径とSPヘッドの関係は、第4-7表によることとするが、実際に規定の放水圧、放水量等が確保できる旨を証明できる場合は、この限りでない。

3、4 略

5 乾式、予作動式又は予作動式（負圧湿式）その他これらに類する予作動式流水検知装置を用いたスプリンクラー設備

- (1)、(2) 略
- (3) 制御盤

ア 略

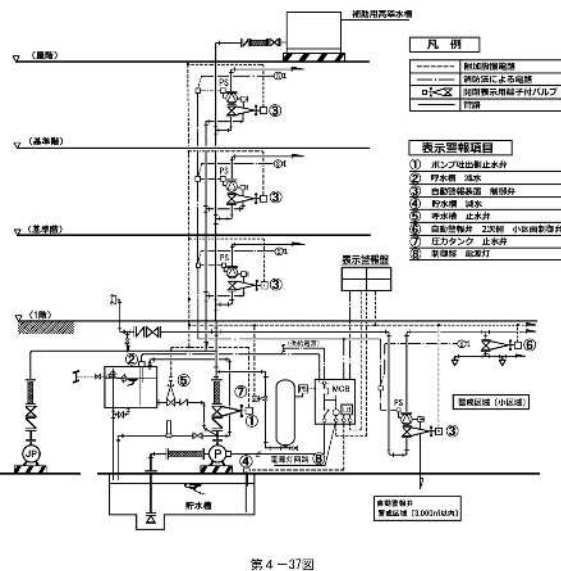
イ 予作動式又は予作動式（負圧湿式）スプリンクラー設備は、感知部との連動が停止された場合に、流水検知装置の弁体が自動的に開放されること。◆

6 略

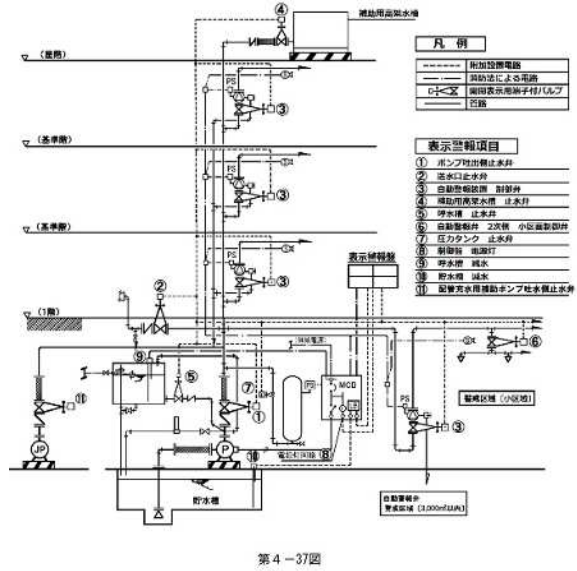
7 弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備

- (1) スプリンクラー設備は、第4-37図による弁類等の監視機能を有すること。◆

なお、省令第14条第1項第12号に定める総合操作盤の設置を要する防火対象物については、第4-37図による弁類等の表示警報項目を総合操作盤の表示項目とすること。◆



第4-37図



第4-37図

(2) 条例規制の免除

弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、条例第46条の2第1項の屋上避難広場は、同条第3項と同様、その面積を1/2に減ずることができる。

(2) 条例タラップの免除等

ア 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、条例第41条の避難用タラップ等の設置を免除することができるものとする。

イ 政令第25条に規定する避難器具については、弁類等の監視機能を有するスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができ、さらに、建基政令に規定する特別避難階段に準じた避難階段（前室は防火防煙区画され、排煙機能を有するものに限る。）が1以上設けられていることにより、政令第25条第2項第1号に定める個数を減ずることができるものとする。

ウ 弁類等の監視機能を有したスプリンクラー設備が防火対象物全体に設置されており、防災センター等において常時機能監視ができる場合には、条例第46条の2第1項の屋上避難広場は、同条第3項と同様、その面積を1/2に減ずることができる。

8、9 略

8、9 略

10 物品販売店舗における設置指導（平成2年9月12日付け消予査第238号）◆

物品販売店舗等の大規模集客施設は、可燃物及び収容人員の状況から、多くの死傷者を伴う火災が発生する可能性があるため、3,000㎡未満の物品販売店舗等にあっても次のとおり、スプリンクラー設備を設置することが望ましい。

(1) 屋内消火栓設備を設けなければならない物品販売店舗等には、スプリンクラー設備を設置すること。

なお、スプリンクラー設備が設置されない場合は、一人で操作することができる屋内消火栓設備の設置及び外気に開放されたバルコニーの設置等を行うこと。

(2) 平屋建以外の防火対象物で、延べ面積1、

000㎡以上の物品販売店舗等については、スプリンクラー設備を設置すること。

第5 泡消火設備

1～3 略

4 特定駐車場用泡消火設備

(1)～(3) 略

5 移動式

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分（省令第18条第4項第1号に規定する、火災のときに著しく煙が充満するおそれがある場所以外の場所）

ア 駐車場等（イに掲げるものを除く。）の部分に設けるもの（避難階以外の地階の場合及び多段駐車装置等で建築物のはり等により移動式消火設備では消火上の障害が生じる場合を除く（第5－6図参照）。）は、次の(ア)から(エ)のいずれかによること。

(ア) 略

(イ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上（別添資料により算定すること。）ある場合。

なお、常時開放された構造とは、次のものをいうものとする。

a～c 略

d 当該防護区画内に煙だまりが生じないような有効な開口部が、車室（車を駐車する部分だけでなく車路も含む。）の各部分から水平距離20m以内の外周部において12㎡以上確保（第5－7図参照）されていること（有効な開口部とは、はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端までの高さ1/2以上の部分で、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部をいう。）（第5－8図参照）。

e 開放部分にリングシャッターやネットフェンス等を設ける場合、開放率を80%以上のものとし、かつ、消火及び避難の障害とならないように留意すること。

(ウ) 地上1階にある防護区画で、当該防護区画外等、操作する上で防火上及び避難上支障のない場所から、手動又は遠隔操作

第5 泡消火設備

1～3 略

4 特定駐車場用泡消火設備

(1)～(3) 略

(4) 留意事項

閉鎖型泡水溶液ヘッド、開放型泡水溶液ヘッド及び感知継手（以下、本項において「泡水溶液ヘッド等」という。）以外の構成機器が、特定駐車場用泡消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準に適合することについては、特定機器評価により確認されている。

よって、当該評価結果に記載する構成機器については、使用及び設置基準によるほか、泡水溶液ヘッド等は、認定品を用いること。また、認定書の付帯条件を遵守すること。

5 移動式

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分（省令第18条第4項第1号に規定する、火災のときに著しく煙が充満するおそれがある場所以外の場所）

ア 駐車場等（イに掲げるものを除く。）の部分に設けるもの（避難階以外の地階の場合及び多段駐車装置等で建築物のはり等により移動式消火設備では消火上の障害が生じる場合を除く（第5－6図参照）。）は、次の(ア)から(エ)のいずれかによること。

(ア) 略

(イ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上（別添資料により算定すること。）ある場合。

なお、常時開放された構造とは、次のものをいうものとする。

a～c 略

d 開放部分にリングシャッターやネットフェンス等を設ける場合、開放率を80%以上のものとし、かつ、消火及び避難の障害とならないように留意すること。

(ウ) 地上1階にある防護区画で、当該防護区画外等、操作する上で防火上及び避難上支障のない場所から、手動又は遠隔操作

により容易かつ迅速にワンタッチで開放することができる（電気制御の場合は、非常電源として自家発電設備又は蓄電池設備が必要。）次のいずれかの開口部分（外気に面する扉等）又は排煙装置を有するもの（開口計算方法は前(イ)に準じる。）。

ただし、当該開口部分が延焼のおそれのある部分に存する場合は除く。

a～c 略

(エ) 自動車が前後に2列に並んで収容されている駐車場のうち、駐車するすべての車両が同時に屋外に出やすい構造のもの。

イ 建基法第68条の25に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び同条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫（1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、建基法第68条の10の型式適合認定及び「独立した自走式自動車車庫の取扱について（平成14年11月14日国土交通省住宅局指導課・日本建築行政会議）」によるものを含む。）については、次によること。

第6 不活性ガス消火設備

1 全域放出方式

(1) 略

(2) 貯蔵容器 ◆

高压式貯蔵容器は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査に合格したもので、かつ、24.5MPa以上の圧力（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあつては35℃における貯蔵容器内圧力の5/3倍以上の圧力）に耐えられるものであること。

(3)～(4) 略

(5) 容器弁開放装置

容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。

(6) 配管等

ア 略

イ 二酸化炭素を放出する不活性ガス消火設備の配管の経路には、貯蔵室内の次のいずれかの部分に閉止弁を設置し、「常時開・点検時閉」の表示を付すこと。

(ア) 貯蔵容器と選択弁の間の集合管

(イ) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器が5未満の場合に限る。）

により容易かつ迅速にワンタッチで開放することができる（電気制御の場合は、非常電源として自家発電設備又は蓄電池設備が必要。）次のいずれかの開口部分（外気に面する扉等）を有するもの（開口計算方法は前(イ)に準じる。）。

ただし、当該開口部分が延焼のおそれのある部分に存する場合は除く。

a～c 略

(エ) 自動車が前後に2列に並んで収容されている駐車場のうち、駐車するすべての車両が同時に屋外に出やすい構造のもの。

イ 建基法第68条の26に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び同条第4項の規定による国土交通大臣の認定を受けた多段式の自走式自動車車庫（1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、建基法第68条の10の型式適合認定及び「独立した自走式自動車車庫の取扱について（平成14年11月14日国土交通省住宅局指導課・日本建築行政会議）」によるものを含む。）については、次によること。

第6 不活性ガス消火設備

1 全域放出方式

(1) 略

(2) 貯蔵容器 ◆

高压式貯蔵容器は、高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく容器検査に合格したもので、かつ、25MPa以上の圧力（窒素、IG-55又はIG-541を放射するものにあつては35℃における貯蔵容器内圧力の5/3倍以上の圧力）に耐えられるものであること。

(3)～(4) 略

(5) 容器弁開放装置

ア 容器弁の開放装置は、手動でも開放できる構造であること。

イ 電磁開放装置を用いて直接容器弁を開放するもので、同時に開放する貯蔵容器の数が7以上のものにあつては、当該貯蔵容器に2以上の電磁開放装置を設けること。

◆

(6) 配管等

ア 略

イ 使用する配管の口径等は、省令第19条第5項第22号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、別表第6-2から第6-5までに示す、「主管の呼び径と流量」等を参考とした配管の呼び径とすること。

ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の配管の経路には、貯蔵室内の次のいずれかの部分に閉止弁を設置し、「常時開・点検時閉」の表示を付すこと。◆

(ア) 貯蔵容器と選択弁の間の集合管

(イ) 起動用ガス容器と貯蔵容器の間の操作管（起動用ガス容器が5未満の場合に限る。）

ウ 前イの閉止弁は、認定品とし、閉止弁の開放及び閉止の信号を防災センターに発信するものであること。 ◆

エ 配管は原則として埋設しないこと。 ◆

(7) 噴射ヘッド

噴射ヘッドは、認定品とすること。 ◆

(8) 防護区画の構造等

ア 避圧口

省令第19条第5項第22号の2に規定する窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画内の圧力上昇を防止するための措置は次によること。

(ア) 略

(イ) 避圧ダンパーの構造

区画内の消火薬剤濃度を長時間維持するために、消火剤の放射が終了した時点で避圧口を閉鎖するための避圧ダンパーには、放出された消火薬剤の圧力によりダンパーが「開」となり、圧力が復旧（大気圧に戻る）すれば、調整おもりにより「閉」となる自重方式や電動式のダンパーを使用する方式がある。

原則として自重方式により設置すること。 ◆

イ 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。 ◆

ただし、通信機器室、電子計算機器室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものであること。

ウ 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画内から避難方向に開放されるときともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとし、放出された消火薬剤が漏えいしないものとする。

エ～オ 略

カ 次の(ア)から(イ)までにより防護区画からの避難対策を確保すること。 ◆

ただし、無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者のみが入出する場所は、(イ)によることで足りる。

キ 略

ク 二酸化炭素を放出するものを立体駐車場（タワーパーキング又はこれに類するもの）等に設ける場合にあっても、他の不活性ガス消火設備と同様に、政令第16条第1号ただし書きによらず、上部に設ける換気ガラリ等全ての開口部は、消火薬剤放出前に自動的に閉鎖できる構造（自動閉鎖装置）とすること。 ◆

エ 前ウの閉止弁は、評定品とすること。

◆

オ 配管は原則として埋設しないこと。 ◆

(7) 噴射ヘッド

ア 噴射ヘッドは、認定品とすること。 ◆

イ 噴射ヘッドの等価噴口面積は、別表第6-1によること。

(8) 防護区画の構造等

ア 避圧口

省令第19条第5項第22号の2に規定する窒素、IG-55又はIG-541を放射する防護区画内の圧力上昇を防止するための措置は次によること。

(ア) 略

(イ) 避圧ダンパーの構造 ◆

区画内の消火薬剤濃度を長時間維持するために、消火剤の放射が終了した時点で避圧口を閉鎖するための避圧ダンパーには、放出された消火薬剤の圧力によりダンパーが「開」となり、圧力が復旧（大気圧に戻る）すれば、調整おもりにより「閉」となる自重方式や電動式のダンパーを使用する方式があるが、原則として自重方式により設置すること。

イ 防護区画は、2以上の居室等にまたがらないこと。

ただし、通信機器室、電子計算機器室の附室等で次のすべてに該当する場合は、同一の防護区画として取り扱うことができるものであること。 ◆

ウ 防護区画に設ける出入口の扉は、当該防護区画内から外側に開放されるときともに、ガス放出による室内圧の上昇により容易に開放しない自動閉鎖装置付きのものとし、放出された消火薬剤が漏えいしないものとする。 ◆

エ～オ 略

カ 次の(ア)から(イ)までにより防護区画からの避難対策を確保すること。

ただし、無人となる場所又は電気室、機械室等特定少数の者のみが入出する場所は、(イ)によることで足りる。 ◆

キ 略

ク 立体駐車場（タワーパーキング又はこれに類するもの）の上部に設ける換気ガラリ等全ての開口部は、消火薬剤放出前に自動的に閉鎖できる構造（自動閉鎖装置）とすること。 ◆

なお、二酸化炭素を放出するものにあっても政令第16条第1号ただし書きによらず、同様の構造とすること。 ◆

(9) 防護区画の漏洩対策

防護区画を構成する区画壁は、消火剤が漏洩するおそれがない構造とすること。特に、ALCパネル、押出成形セメント板等の工場生産された規格部材等による施工方法を用いたものにあつては、モルタル塗り等による仕上げ、目地部分へのシーリング材等の充てんその他の必要な漏洩防止対策を講じること。

10) 防護区画に隣接する部分に係る安全対策
(二酸化炭素を放出するものに限る。)

ア 省令第19条第5項第19号の2に規定する防護区画に隣接する部分(以下、この第6において「防護区画に隣接する部分」という。)に対する保安のための措置は、同号イからハまでによるほか、次によること。

◆

(7) 防護区画の設置されている防火対象物の関係者以外の不特定の者が容易に利用することがないように体制を整えているものであること。

(イ) 防護区画に隣接する部分からその他の部分又は外部に通じる扉等は、内部から容易に開放できる構造のものであること。

(ウ) 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

(エ) 排気装置が設けられていること。

(オ) 排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

イ 省令第19条第5項第19号の2ただし書の、防護区画に隣接する部分に漏えいした二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合は次のとおり。

(7) 直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場合

(4) 隣接する部分の体積が防護区画の体積の3倍以上である場合(防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模・構造等から判断して、隣接する部分に存する人が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。)

(9) 漏えいした二酸化炭素が滞留し人命に

(9) 防護区画に隣接する部分に係る安全対策(二酸化炭素を放出するものに限る。)

省令第19条第5項第19号の2に規定する防護区画に隣接する部分(以下、この第6において「防護区画に隣接する部分」という。)に対する保安のための措置は、同号イからハまでによるほか、次によること。◆

ただし、防護区画に隣接する部分に漏えいした二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合(直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場合をいう。)にあつてはこの限りでない。

また、防護区画に隣接する部分が、外気に対し閉鎖されている空間である場合であっても、防護区画内の二酸化炭素が隣接する部分に漏れ出た場合の濃度が安全であることが、放出実験を行うこと等により確認できる場合にあつては、同様の取り扱いとすることができる。

ア 防護区画の設置されている防火対象物の関係者以外の不特定の者が容易に利用することがないように体制を整えているものであること。

イ 防護区画に隣接する部分からその他の部分又は外部に通じる扉等は、内部から容易に開放できる構造のものであること。

ウ 防護区画に隣接する部分には、防護区画から漏えいした二酸化炭素が滞留するおそれのある地下室、ピット等の窪地が設けられていないこと。

エ 排気装置が設けられていること。

オ 排気装置の操作部は、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分を経由せずに到達できる場所に設けること。

危険を及ぼすおそれがない場合として消防長が認める場合

(11) 制御盤等

ア 不活性ガス消火設備には、制御盤及び火災表示盤を設けること。

ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。◆

(7) 制御盤

制御盤は、原則として認定品とすること。なお、制御盤設置場所には非常照明を設置すること。◆

(i) 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。

a 防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）

なお、表示灯が点灯した時には、ベル・ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。

b 放出起動を明示する表示灯（一括表示）

c 消火剤が放出した旨を明示する表示灯（一括表示）

d 起動方式が自動式のものにあつては、自動手動切換表示灯

(12) 起動装置

ア 起動方式

(7) 二酸化炭素を放出するもの

a 起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。

ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあつては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあつては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。

(a) 常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの

(b) 夜間等で防火対象物が無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

b 自動方式となっている場合は、その旨の注意文書を自動火災報知設備の受信機及び制御盤に表示すること。◆

c 手動式の起動装置は、起動用の感知器の作動と手動式の起動装置の作動で放出すること。◆

(i) 窒素、IG-55又はIG-541を放射するもの起動方式は、原則として自動起動と

(10) 制御盤等

ア 不活性ガス消火設備には、制御盤及び火災表示盤を設けること。

ただし、自動火災報知設備の受信機等と一体となった総合盤等が火災表示盤の機能を有するものにあつては、火災表示盤を設けないことができる。◆

(7) 制御盤

制御盤は、原則として認定品とすること。◆

(i) 火災表示盤

制御盤からの信号を受信し、次の表示等を行うものであること。

a 防護区画ごとに音響警報装置の起動又は感知器の作動を明示する表示灯（当該表示灯は兼用することができる。）

なお、表示灯が点灯した時には、ベル・ブザー等の警報器により警報音を鳴動すること。

b 手動起動装置の放出用スイッチの作動を明示する表示灯（一括表示）

c 消火剤が放出した旨を明示する表示灯（一括表示）

d 起動方式が自動式のものにあつては、自動手動切換表示灯

(11) 起動装置

ア 起動方式

(7) 二酸化炭素を放射するもの

起動方式は、手動式（手動起動のみできるものであること。）とすること。

ただし、次に掲げる防火対象物（同一の防火対象物で管理権原者が異なる部分が存する場合にあつては、当該部分ごとに取り扱うことができるものとする。）にあつては、自動式（自動起動及び手動起動ができるものであること。）とすることができる。

(a) 常時人のいない防火対象物で二次災害の発生するおそれのないもの

(b) 夜間等で防火対象物が無人となる時間帯で、かつ、二次的災害の発生するおそれのないもの

(i) 窒素、IG-55又はIG-541を放射するもの起動方式は、原則として自動起動と

し、自動起動及び手動起動の切り替えができるものであること。

イ 手動起動装置の操作箱は、防護区画ごとに設けることとし、防護区画外で、防護区画内を見とおすことができ、かつ、防護区画の出入口付近で、操作をした者が容易に退避できる箇所に設けること。

なお、原則として性能評定品とすること。◆

ウ 二酸化炭素を放射するものにあつては、第6-1図による表示を行うこと。◆

エ 省令第19条第5項第14号から第16号に規定される自動式の起動装置は、次によること。

(7) 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式（以下、この第6において「AND回路」という。）とし、一の信号については、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。（二酸化炭素を放出するもの以外も同様とする。◆）

(i)～(k) 略

オ 起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる非常用の照明装置の設置を行うこと。◆

カ 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のために起動させる明確、かつ、冷静な意思に基づかなければ起動できないものとする。◆

キ 起動装置の直近には、次に掲げる表示を行うこと。

- ・ 防護区画の名称
- ・ 取扱い方法
- ・ 排出装置の場所
- ・ 火災又は点検のとき以外は、当該手動起動装置に絶対に手を触れてはならない旨
- ・ 手動式の起動装置を設置した場所は、防護区画において放出された消火剤が流入するおそれがあるため、二酸化炭素消火設備を起動した後、速やかに安全な場所へ退避することが必要である旨（当該場所について、消火剤が流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合を除く。）

(13) 音響警報装置
省令第19条第5項第17号及び第19号の2ハの規定によるほか、次によること。

(14) 放出表示灯

ア 省令第19条第5項第19号イ、(ニ)及び19号の2、ロに規定する消火剤が放出された旨を表示する表示灯（以下、「放出表示灯」という。）は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。

特に、放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあつては、放出表示灯の点滅、赤色の回転

し、自動起動及び手動起動の切り替えができるものであること。

イ 手動起動装置の操作箱は、防護区画ごとに設けることとし、防護区画外で、防護区画内を見とおすことができ、かつ、防護区画の出入口付近で、操作をした者が容易に退避できる箇所に設けること。

なお、原則として認定品とすること。◆

エ 省令第19条第5項第16号に規定される自動式の起動装置は、次によること。

(7) 複数の火災信号を受信した場合に起動する方式（以下、この第6において「AND回路」という。）とし、一の信号については、当該消火設備専用とし、防護区画ごとに警戒区域を設けること。

(i)～(k) 略

オ 起動装置が設けられている場所には、起動装置及び表示が容易に識別できる照明を行うこと。◆

カ 起動装置は、照明スイッチ、非常ベル等の設備の操作とまぎらわしい操作方法を避け、消火のために起動させる明確、かつ、冷静な意思に基づかなければ起動できないものとする。◆

キ 起動装置の直近には、防護区画の名称、取扱い方法、排出装置の場所、保安上の注意事項等を表示すること。◆

(12) 音響警報装置
省令第19条第5項第17号の規定によるほか、次によること。

(13) 放出表示灯

ア 省令第19条第5項第19号イ、ハに規定する表示灯は、消火剤放出時に点灯又は点滅表示すること。

特に、放出表示灯の点灯のみでは、十分に注意喚起が行えないと認められる場合にあつては、放出表示灯の点滅、赤色の回転灯の付置などの措置を講じること。

灯の付置などの措置を講じること。

イ 防護区画に隣接する部分（直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場所を除く。）にあつては、当該部分に通じる出入口の見やすい箇所に、防護区画において二酸化炭素が放出された旨を表示する放出表示灯を設けること。

(15) 標識等

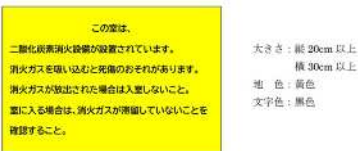
二酸化炭素を放出するものの貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口に設ける標識は、省令第19条第5項第19号イ(ホ)のほか、次によること。

ア 省令第19条第5項第19号イ(ホ)に定める事項については、次図によること。

第6-2図



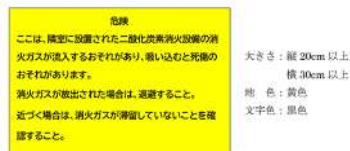
第6-3図



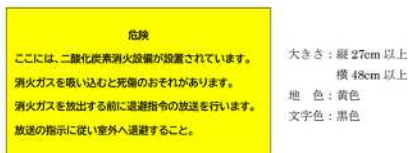
イ 防護区画に隣接する部分の出入口の見やすい箇所には、次図の例により注意銘板を設けること。

また、あわせて第6-1図を設けることが望ましい。

第6-4図



ウ 防護区画内の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次図の例により設けること。また、あわせて第6-1図を設けることが望ましい。



第6-5図

- (16) 非常電源・配線等略
- (17) 消火剤の選定略
- (18) その他の留意事項

イ 防護区画に隣接する部分（直接外気に開放されているか、又は外部の気流が流通する場所を除く。）にあつては、当該部分に通じる出入口の見やすい箇所に、防護区画において二酸化炭素が放出された旨を表示する放出表示灯を設けること。

- (15) 非常電源・配線等略
- (16) 消火剤の選定略
- (17) その他の留意事項

略
(19) 特例
略

5 不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」

第8 粉末消火設備

- 1 略
- 2 全域放出方式
 - (1)～(5) 略
 - (6) 制御盤等
本節 第6 不活性ガス消火設備 1. (10) ア. (7)を除くを準用すること。
 - (7) 略
 - (8) 起動装置
本節 第6 不活性ガス消火設備 1. (1) ア. (7)を準用すること。
- 3 略
- 4 移動式
本節 第6 不活性ガス消火設備 3を準用するほか、開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）には、次により設置する。
ただし、防火対象物の内部に機械式駐車場を設ける場合には、床面から上の部分は2段まで、床面から下のピットは1段までに限ることとし、これを超える場合は固定式とすること。
(1)、(2) 略

- (3) 機械式駐車場の地下部分は、次のアからクまでに定める措置を行ったものに限りに、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。
 - ア 地下1段部分は、地上から放射できるようにノズル放射口等を設置すること。
 - イ 差込口の位置は、使用に際して煙等の影響が少ない位置とすること。
 - ウ 出火車両に対して有効に放射できるように配管及び放出口等を設けること。
 - エ 放射口と放出口の接続配管は鋼管（SGP）とすること。
 - オ ノズル差込口の付近には、ノズル差込口

略
(18) 特例
略

5 不活性ガス消火設備等に対する「いたずら防止対策」（平成17年3月31日付け消予査第351号）

第8 粉末消火設備

- 1 略
- 2 全域放出方式
 - (1)～(5) 略
 - (6) 制御盤等
本節 第6 不活性ガス消火設備 1. (10) ア. (7)を準用すること。
 - (7) 略
 - (8) 起動装置
本節 第7 ハロゲン化物消火設備 1. (11)を準用すること。
- 3 略
- 4 移動式
本節 第6 不活性ガス消火設備 3を準用するほか、開放式の機械式駐車場（工作物に限る。）には、次により設置する。

- (1)、(2) 略
- (3) 屋外又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設置する機械式駐車場の地下部分（地下1階層迄）は、次のアからウまでに定める措置を行ったものに限りに、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。
なお、この場合でもエについても配慮すること。
 - ア 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上、対角線上に位置するよう設置すること。
 - イ ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。
 - ウ 差込口の位置は、使用に際して煙等の影響が少ない位置とすること。
 - エ 地下部分の配線を耐火配線にする等の措置を取ること。◆
- (4) 屋外又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所に設置する機械式駐車場の地下部分（地下2階層迄）は、次のアからカまでに定める措置を行ったものに限りに、地上部分に移動式粉末消火設備を設置することができる。
なお、この場合でもキ及びクについても配慮すること。
 - ア 車両1台あたりのパレットに短辺10cm、長辺15cmのノズル差込口を2個以上、地下1段用のノズル差込口と対角線上に位置するよう設置すること（第8-4図参照）。

である旨の表示をすること。なお、差し込み口に蓋等を設ける場合は、容易にノズル差込口を使用できるような形状とすること。

カ 表示器等を設けるなど、出火車両が容易に判別できるように措置すること。◆

キ 移動式粉末消火設備による消火に失敗した場合、出火車両を地上に上げて、容易に消火ができるよう、地下部分の配線を耐火配線にする等の措置を取ること。◆

(4) 政令第18条第2号の水平距離15m以下については、防護対象物に対して有効に消火ができるような配置とし、ホースが届かない場合は増設が必要となるものであること。

(5) 屋外に設ける機械式駐車場の側面全4面中3面に目隠し壁を設けることで、第5泡消火設備、5(1)ア(イ)に定める常時開放の基準に合致しない場合は、目隠し壁3面中の1面以上において、外部の気流が流通する構造（形状は問わない）とすること。

イ 差込口の位置は、使用に際して煙等の影響が少ない位置とすること。

ウ 放出口は噴射ヘッド方式とし、出火車両に対して有効に放射できるように配管等を設けること。

エ ノズル差込口には放射口を設け、放射口と放射ノズルとの結合方法は、「消防用ホースに使用する差込み式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式結合金具の技術上の規格を定める省令（平成25年総務省令第23号）」に準じた差し口とすること。

オ 放射口と放出口の接続配管は鋼管（SGP）とすること。

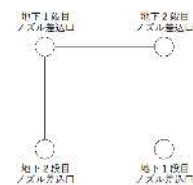
カ ノズル差込口の付近には、ノズル差込口である旨の表示をすること。なお、差し込み口に蓋等を設ける場合は、容易にノズル差込口を使用できるような形状とすること。

キ 出火車両が容易に判別できるように表示器等を設けること。◆

ク 移動式粉末消火設備による消火に失敗した場合、出火車両を地上に上げて、容易に消火ができるよう、地下部分の配線を耐火配線にする等の措置を取ること。◆

(5) 政令第18条第2号の水平距離15m以下については、防護対象物に対して有効に消火ができるような配置とし、ホースが届かない場合は増設が必要となるものであること。

(6) 屋外に設ける機械式駐車場における設置方法として、地上部分が、本節 第5 泡消火設備 5に適合している場合で地下部分が前(3)及び(4)の基準に適合しない場合、地上を移動式、地下を固定とすることができる。



第8-4図

第11 自動火災報知設備

1、2 略

3 感知器

(1)～(3) 略

(4) 感知器設置の留意事項 ◆

省令第23条第6項第3号の廊下、便所その他これらに類する場所に関しては、次のことに留意すること。

ア～イ 略

ウ 主として自力避難が困難な者の利用に供する施設（病院や福祉施設等）の便所（共用部分にあるものに限る。）は、火災の早期覚知、早期避難が必要であるため、感知器を設置すること。ただし、スプリンクラー

第11 自動火災報知設備

1、2 略

3 感知器

(1)～(3) 略

(4) 感知器設置の留意事項 ◆

省令第23条第6項第3号の廊下、便所その他これらに類する場所に関しては、次のことに留意すること。

ア～イ 略

ウ 主として自力避難が困難な者の利用に供する施設（病院や福祉施設等）の便所は、火災の早期覚知、早期避難が必要であるため、感知器を設置すること。（スプリンクラーヘッドが設置されているものを除

ヘッドが設置されているものは設置を要しない。

エ SK（掃除用流し）は、掃除用具やトイレトペーパー等の可燃物品が存置される場合は、前イ及びウの便所と同様に取り扱うこと。

(5) 感知器の設置を要しない場所
省令第23条第4項第1号イからハまでによるほか、次によること。ただし、前(4)に配慮すること。

ア 省令第23条第4項第1号ロに規定する、「上屋その他外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもの」は、直接外気に常時開放されている部分から概ね5m未満の範囲の部分とし、開放部分については、本節第4スプリンクラー設備 2.(5).イを準用する。

ただし、当該場所であっても、感知器による感知が必要であると認められる場所にあつては、炎感知器を設置する等の配慮を行うこと。

イ、ウ 略

エ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。

く。)

エ SK（掃除用流し）については、掃除用具やトイレトペーパー等の可燃物品が存置されるおそれがあるため、感知器を設置すること。

オ 免震ピットについては、点検用の照明設備や電気配線等の設置が想定されるため、感知器を設置すること。

(5) 感知器の設置を要しない場所
省令第23条第4項第1号イからハまでによるほか、次によること。ただし、前(4)に配慮すること。

ア 省令第23条第4項第1号ロに規定する、「上屋その他外部の気流が流通する場所で、感知器によっては当該場所における火災の発生を有効に感知することができないもの」は、直接外気に常時開放されている部分から5m未満の範囲の部分とし、開放部分については、本節第4スプリンクラー設備 2.(5).イを準用する。

ただし、当該場所であっても、感知器による感知が必要であると認められる場所にあつては、炎感知器を設置する等の配慮を行うこと。

イ、ウ 略

エ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所。

ただし、次の場所は除く。

(7) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置し、当該機器が電気用品安全法（昭和36年法律第234号。以下、この第11において「電安法」という。）に基づく安全性が確認されていない場合、又は機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合。

(4) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認されていない場合、又は、機器個々のヒーターの出力が2kWを超える場合。

(7) 浴室にバランス釜を設け、室内に面する仕上げが準不燃材料となっていない場合を除く。

(エ) ユニットバスに「浴室に設ける天井組込み形衣類乾燥機の設置基準について」（平成8年3月19日付け消予第426号）の基準に適合していない衣類乾燥機等（電気ヒーターを熱源（ヒートポンプ式のものものは除く。）とするものに限る。）が設置されている場合。

4～10 略

11 共同住宅用自動火災報知設備の基準
共同住宅用自動火災報知設備は、40号省令及

4～10 略

11 共同住宅用自動火災報知設備の基準
共同住宅用自動火災報知設備は、40号省令及

び「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第18号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持すること。なお、この11の基準における用語については、40号省令において使用する用語の例によること。）

(1) 略

(2) 共同住宅用自動火災報知設備の火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所（出火住戸番号）、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容とする。

なお、「火災の発生した場所（出火住戸番号）」については、火災が発生した場所を容易に特定できるもの（廊下又は階段（階段室型共同住宅に限る。）から全住戸の戸外表示器を見とおすことができる場合）又は全ての住戸等が開放廊下に直接面している場合は「この近所」として差し支えない。

12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準

(1) 設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下、この第11において「特定小規模施設省令」という。）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物であって、特定一階段等防火対象物以外のもののうち、延べ面積が300㎡未満のものに設置することができる（以下、この第11において「特定小規模施設」という。）。

ア、イ 略

ウ 政令別表第1(6)項イ(1)から(3)に掲げる防火対象物

エ 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

オ 政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）

カ 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、前アからオまでの用途に供される部分が存するもの（延べ面積が300㎡以上のものにあつては、省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物（政令第21条第1項第8号に掲げる防火対象物を除く。）であつて、次に掲げる防火対象物の用途に供される部分（同項第5号及び第11号から第15号までに掲げる防火対象物の部分を除く。）及び省令第23条第4項第1号へに掲げる部分以外の部分が存しないものに限る。）

キ カに掲げる防火対象物以外の政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物（政令別表第1(5)項イ及びロに掲げる用途以外の用途に供され

び「共同住宅用自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成18年消防庁告示第18号）に基づくもののほか、次の各号に定めるところにより設置し、及び維持すること。なお、この11の基準における用語については、40号省令において使用する用語の例によること。）

(1) 略。

(2) 共同住宅用自動火災報知設備の火災警報のメッセージの内容は、火災が発生した場所（出火住戸番号）、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関連する内容とする。

なお、「火災の発生した場所（出火住戸番号）」については、火災が発生した場所を容易に特定できるもの（廊下又は階段（階段室型共同住宅に限る。）から全住戸の戸外表示器を見とおすことができる場合）は「この近所」として差し支えない。

12 特定小規模施設用自動火災報知設備の基準

(1) 設置対象

特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号。以下、この第11において「特定小規模施設省令」という。）第2条第2号に規定する特定小規模施設用自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物であつて、特定一階段等防火対象物以外のもののうち、延べ面積が300㎡未満のものに設置することができる（以下、この第11において「特定小規模施設」という。）。

ア、イ 略

ウ 政令別表第1(6)項ロに掲げる防火対象物

エ 政令別表第1(6)項イ及び政令別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ又は宿泊させるものに限る。）

オ 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物のうち、前アからエまでの用途に供される部分が存するもの

る部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの

- 13 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続
本節 第12 消防機関へ通報する火災報知設備
7を参照のこと。

- 13 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続
火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等
と自動火災報知設備との接続方法は次によるこ
と。

(1) 接続要領等

ア 直接通報にあっては、連動停止スイッチ
箱を介して、次により接続させること。た
だし、受信機の移報用端子又は移報用装置
に接続する場合で、受信機に移報を停止す
るスイッチ及び移報が停止中であることを
明示する表示灯が設けられている場合は、
連動停止スイッチ箱を設置しないことができ
る。

また、直接通報に係る自動火災報知設備
の発信機には、いたずら防止用のカバー
(鍵等を用いずに容易に発信機を操作する
ことができるものに限る。)を取り付ける
ことができる。

(ア) 連動停止スイッチ箱は、専用のもので
すること。ただし、消防用設備等の点検等
の際に適切に火災通報装置への移報停止
及び復旧ができる機能を有しており、か
つ、連動停止スイッチの付近に火災通報
装置及びその他の設備等と接続されてい
る旨が表示されているものについては、
専用のものでしないこととして差し支え
ない。

(イ) 連動停止スイッチ箱で、連動を停止した
場合は、連動が停止中である旨の表示灯
が点灯又は点滅すること。

(ウ) 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災
通報装置等の直近で、点検が容易な位置
に設けること。

(エ) 連動停止スイッチ箱を受信機直近に別箱
で設置する場合の電源は、受信機から供
給されていること。ただし、特定小規模
施設用自動火災報知設備のうち受信機を
設けないもの等受信機から電源供給がで
きない場合にあつては、火災通報装置か
ら供給することができる。

なお、当該電源の供給を受信機又は火
災通報装置の停電時に出力できる端子等
に接続する場合は、自動火災報知設備又
は火災通報装置の作動に支障のない容量
を有していること。

(オ) 連動停止スイッチ箱を接続することによ
り自動火災報知装置の機能に支障をきた
さないこと。

(カ) 受信機から連動停止スイッチ箱までの配
線は、第11-10表に示す屋内配線に使用
する電線に準じたものとする。

(キ) 受信機に連動停止スイッチ箱を接続する

場合は、移報用端子の仕様を確認したうえで接続すること。

(7) 既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、当該自動火災報知設備に精通した甲種の消防設備士が行うこと。

イ 警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備と連動させる場合にあっては、前ア、(オ)から(キ)までを準用するほか、次によること。

(7) 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

(4) 移報用装置の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。
なお、当該電源の供給を受信機の停電時に出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。

(7) 即時通報及び警備会社等が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

(2) 接続方法

ア 受信機に移報端子が設けられていて、使用されていない場合（第11-45図参照）

図略

注 移報端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。

連動停止スイッチについては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

第11-45図

イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合（第11-46図参照）

図略

注1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。

2 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第11-46図

ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合（第11-47図参照）

図略

注1 移報用装置は多回路のものを使用し、すでに接続されていた設備等を接続替えすること。

2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

第11-47図

エ 受信機に接続端子が設けられていない場合（第11-48図参照）

図略

注1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

3 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第11-48図

第12 消防機関へ通報する火災報知設備

1 略

2 火災通報装置

(1)、(2) 略

(3) 設置場所

ア 防災センター等に設置すること。

イ 前アの部分が複数ある場合には、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。

ウ 火災通報装置を電話回線に接続するためのT A又は回線終端装置等は、当該火災通報装置と同室に設けること。◆

エ T A又は回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に附すこと。◆

3 略

4 設置を要しない防火対象物

(1) 政令第23条第1項ただし書きによるもの

ア 略

イ その他総務省令で定める場所

(イ) 前(ア)に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、消防機関からの歩行距離（消防署、消防署の分署又は消防署若しくは消防署の分署の出張所からの道のりをいう。）が500m以下である場所

(2) 特例

ア、イ 略

第12 消防機関へ通報する火災報知設備

1 略

2 火災通報装置

(1)、(2) 略

(3) 設置場所

ア 防災センター等に設置すること。

イ 前アの部分が複数ある場合には、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。

ウ 火災通報装置を電話回線に接続するためのT A又は回線終端装置等は、当該火災通報装置と同室に設けること。◆

エ T A又は回線終端装置等には、火災通報装置が接続されている旨の表示を見やすい位置に附すこと。◆

オ 火災通報装置を設置した場所には、5「3建物情報メッセージ」で使用する代表電話番号を受けることが出来る電話を設けること。

3 略

4 設置を要しない防火対象物

(1) 政令第23条第1項ただし書きによるもの

ア 略

イ その他総務省令で定める場所

(イ) 前(ア)に掲げる防火対象物以外の防火対象物で、消防機関からの歩行距離（消防署、消防署の分署又は消防署若しくは消防署の分署の出張所からの道のりをいう。）が500m以下である場所

(2) 特例

ア、イ 略

ウ ア、イに掲げるもののほか、政令第23条第3項に掲げる防火対象物のうち、常時無人のもの等、当該電話による通報を期待できないものは、政令第32条を適用し、消防機関へ通報する火災報知設備の設置を免除することができる。

5 蓄積音声情報の内容

3. 建物 情報 メッ セージ	(1) こちらは
	(2) 神戸市〇〇区〇〇町・通〇丁目〇番〇号
	(3) 防火対象物名（建物名が特定できない名称） <small>フリガナ</small>
	(4) 防火対象物の代表電話番号
	例：こちらは、神戸市中央区加納町6丁目5番1号、神戸市役所です。 <small>コウベシヤクシヨ</small> 電話番号は333-0119です。

6 略

7 自動火災報知設備との接続（直接通報）

(1) 略

(2) 接続要領

ア 直接通報にあつては、連動停止スイッチ箱を介して、次により接続させること。

5 蓄積音声情報の内容

3. 建物 情報 メッ セージ	(1) こちらは
	(2) 神戸市〇〇区〇〇町・通〇丁目〇番〇号
	(3) 防火対象物名（建物名が特定できない名称） <small>フリガナ</small>
	(4) 防火対象物の代表電話番号
	注) <u>電話回線2回線以上、代表電話番号とし、火災通報装置を接続した電話番号としないこと。</u>
	例：こちらは、神戸市中央区加納町6丁目5番1号、神戸市役所です。 <small>コウベシヤクシヨ</small> 電話番号は333-0119です。

6 略

7 自動火災報知設備との接続（直接通報）

(1) 略

(2) 直接通報とすることができる場合

ア 直接通報を認める対象物

(ア) 政令別表第1(6)項イ(3)、(4)に掲げる防火対象物

(イ) 政令別表第1に掲げる防火対象物（(5)項ロを除く。）のうち、建物構造が木造で、かつ、多人数が就寝する施設（宿直室、管理人室その他これらに類するものは除く。）を有するもの。

イ 設置を認める要件

前アの対象物で次の各号に掲げる条件を全て満たしているもの

(ア) 自動火災報知設備が消防法令に定める技術上の基準に従って適正に設置及び維持管理されていること。

(イ) 消防用設備等の点検結果報告、防火管理者の選任、消防計画の届け出等の防火管理業務が適正に実施されていること。
また、誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟させておくこと。

(ウ) 自動火災報知設備の非火災報対策が次の通り講じられていること。

a 「自動火災報知設備の非火災報対策の推進について」（昭和60年12月4日消防予第134号）

b 「自動火災報知設備の非火災報対策の推進上の留意事項について」（昭和61年11月6日消防予第148号）

c 「自動火災報知設備の感知器の設置に関する選択基準について」（平成3年12月6日消防予第240号）

ただし、受信機の移報用端子又は移報用装置に接続する場合で、受信機に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

また、直接通報に係る自動火災報知設備の発信機には、いたずら防止用のカバー（鍵等を用いずに容易に発信機を操作することができるものに限る。）を取り付けることができる。

(7) 連動停止スイッチ箱は、専用のものとする。ただし、消防用設備等の点検等の際に適切に火災通報装置への移報停止及び復旧ができる機能を有しており、かつ、連動停止スイッチの付近に火災通報装置及びその他の設備等と接続されている旨が表示されているものについては、専用のものとしなすこととして差し支えない。

(イ) 連動停止スイッチ箱で、連動を停止した場合は、連動が停止中である旨の表示灯が点灯又は点滅すること。

(ウ) 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で、点検が容易な位置に設けること。

(エ) 連動停止スイッチ箱を受信機直近に別箱で設置する場合の電源は、受信機から供給されていること。ただし、特定小規模施設用自動火災報知設備のうち受信機を設けないもの等受信機から電源供給ができない場合にあっては、火災通報装置から供給することができる。

なお、当該電源の供給を受信機又は火災通報装置の停電時に出力できる端子等に接続する場合は、自動火災報知設備又は火災通報装置の作動に支障のない容量を有していること。

(オ) 連動停止スイッチ箱を接続することにより自動火災報知装置の機能に支障をきたさないこと。

(カ) 受信機から連動停止スイッチ箱までの配線は、第11 自動火災報知設備第11-10表に示す屋内配線に使用する電線に準じたものとする。

(キ) 受信機に連動停止スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の仕様を確認したうえで接続すること。

(ク) 既設の受信機の内部に連動停止スイッチを組み込む場合は、当該自動火災報知設備に精通した甲種の消防設備士が行うこと。

イ 警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備と連動させる場合にあっては、前ア. (オ)から(キ)までを準用するほか、次によること。

(7) 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

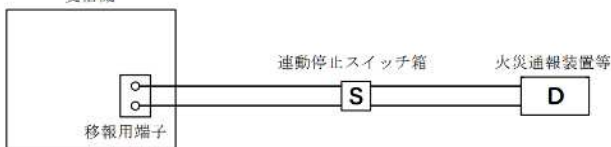
(イ) 移報用装置の電源は、停電時に出力できる端子から供給されるものであること。

なお、当該電源の供給を受信機の停電時に出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。

(ウ) 即時通報及び警備会社等が設置する遠隔通報装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うこと若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

(3) 接続方法

ア 受信機に移報端子が設けられていて、使用されていない場合（第12-3図参照）

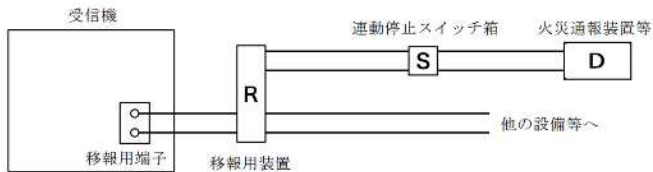


注 移報端子には「火災通報装置等用」である旨表示すること。

連動停止スイッチについては、火災通報装置に内蔵されているものもある。

第12-3図

イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合（第12-4図参照）

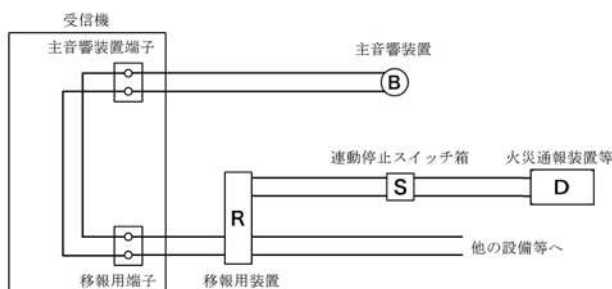


注1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備等を接続替えすること。

2 移報用装置の当該端子には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第12-4図

ウ 受信機の主音響装置端子から接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合（第12-5図参照）



注1 移報用装置は多回路のものを使用し、

(3) 接続方法

ア 本節 第11 自動火災報知設備 13を参照のこと。

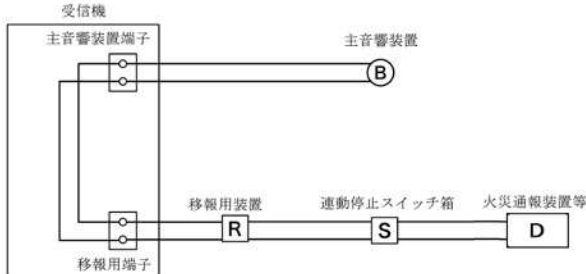
すでに接続されていた設備等を接続替えること。

2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

第12-5図

エ 受信機に接続端子が設けられていない場合
(第12-6図参照)



注1 新たに接続用端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には、「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

3 接続用端子が設けられない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第12-6図

オ 複合用途防火対象物のうち、政令別表第1(6)項ロに掲げる用途に供する部分が存するものについては、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びに(6)項ロの用に供する部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること(政令第8条に基づき区画をされた部分を除く。)

イ 複合用途防火対象物のうち、政令別表第1(6)項ロに掲げる用途に供する部分が存するものについては、政令別表第1(6)項イ(1)及び(2)並びに(6)項ロの用に供する部分を含む防火対象物全体の火災信号からの連動を原則とすること(政令第8条に基づき区画をされた部分を除く。)

第15 非常警報設備

1 略

2 放送設備

(1) 増幅器等

ア～オ 略

カ 外国語放送を行う放送設備

(7) 放送設備の音声警報に外国語のメッセージを付加する場合は次によること。◆

a 日本語のメッセージを第1順位とし、第2順位で英語のメッセージを付加すること。その他の言語が必要な場合は、第3順位以降とすること。

b 付加する外国語は3か国以内とし、告示第4、4、(1)に定める放送の1単位は、感知器発報放送及び非火災報放送にあっては60秒、火災放送にあっては90秒を目安として、できる限り短いものであること。

c 感知器発報放送、火災放送及び非火災報放送で使用する外国語は、同一のものであること。

第15 非常警報設備

1 略

2 放送設備

(1) 増幅器等

ア～オ 略

(イ) 既存防火対象物において放送設備の音声警報音に外国語のメッセージを付加する場合は、改造に該当することから、工事計画届出書が必要であること。

(2) 略

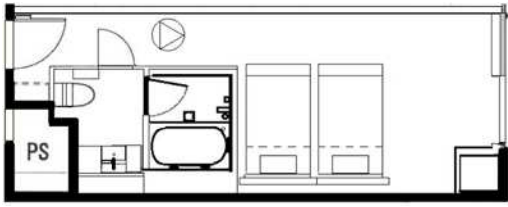
(3) スピーカー

スピーカーとは、増幅器等の作動により、有効な音量で必要な階に音声警報による感知器発報放送、火災放送、非火災報放送又はマイクロホン放送を行えるものをいい、次に適合すること。

ア 放送区域

(イ)～(ウ) 略

(カ) ビジネスホテル等の客室で、隣接する他の放送区域に設置されたスピーカーまでの水平距離が8 m以下となり、かつ客室の面積が30㎡に満たないものは、第15-7図のとおり、政令第32条を適用し、一の放送区域として取扱うことができる。



第15-7図 ホテルの客室を一の放送区域とできる場合

(イ) 省令第25条の2第2項第3号ロ、(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第15-8図及び第15-9図の例によることとする。

(4) 報知区域

ア 報知区域は、原則として階別とするが、一斉式非常放送設備は全体を一報知区域とすること。

ただし、大規模な建築物の鳴動方式は、ブロック鳴動方式とすることができ、報知区域はオロのとおりとする。

イ～エ 略

オ 報知区域は、次によること。

(イ)～(ウ) 略

(イ) ブロック鳴動を行う場合は、次によることができる。この場合の放送設備の鳴動は、第1報の感知器が作動した報知区域と隣接する報知区域を区分鳴動により鳴動できるものであること。

なお、第1報の感知器が作動してから、一定時間（最大10分）が経過した場合又は新たな火災信号を受信した場合は、火災放送を区分鳴動により鳴動させ、その後、一定時間（最大10分）経過した場合は、自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

(2) 略

(3) スピーカー

(カ) 省令第25条の2第2項第3号ロ、(ロ)ただし書きに定めるスピーカーの設置を免除できる放送区域及びスピーカーの設置場所については、第15-7図及び第15-8図の例によることとする。

(4) 報知区域

ア 報知区域は、原則として階別とするが、一斉式非常放送設備は全体を一報知区域とすること。

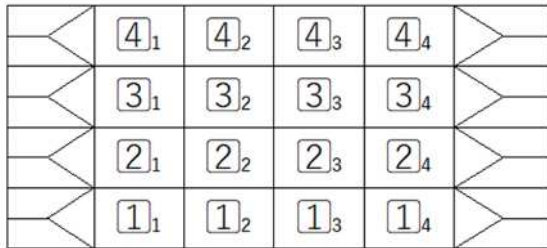
ただし、大規模な建築物の報知区域については、ブロック鳴動方式とすることができる。

イ～エ 略

オ 鳴動区域は、次によること。

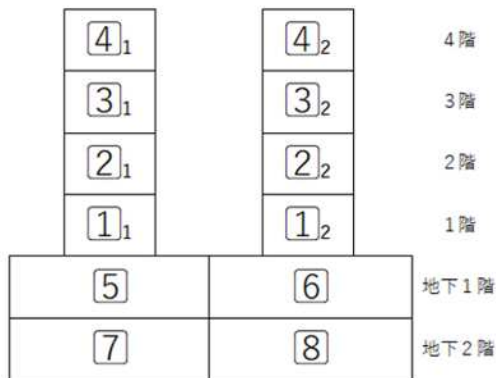
a 一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とし、当該報知区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。（第15-11図）

b 一の防火対象物が地階のみで接続されており、地上部分が独立しているものにあつては、各棟の管理区分ごとで、かつ、防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができる。（第15-12図）



出火場所	同一鳴動区域					
3 ₁	3 ₁	3 ₂	4 ₁	4 ₂		
3 ₂	3 ₁	3 ₂	3 ₃	4 ₁	4 ₂	4 ₃
3 ₃	3 ₂	3 ₃	3 ₄	4 ₂	4 ₃	4 ₄
3 ₄	3 ₃	3 ₄	4 ₃	4 ₄		

第15-11図 大規模な建築物の鳴動区域例



出火場所	同一鳴動区域					
1 ₁	5	7	1 ₁	1 ₂		
5	5	6	7	8	1 ₁	
7	5	6	7	8	1 ₁	

2階以上の階は、各棟ごとに報知区域を設置することができる

第15-12図 地階部分で接続された建築物の鳴動区域例

(5)~(11) 略

第16 避難器具

1、2 略

3 設置位置等

(1) 略

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(1). イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。

(5)~(11) 略

第16 避難器具

1、2 略

3 設置位置等

(1) 略

(2) 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご

前(1). イ及びウを準用するほか、次によること。

ア 避難はしごは、つり下げはしごであること。

なお、吊り元は、原則建物側を向いて降下するように設置すること。◆

第17 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

(1)～(4) 略

(5) 点滅装置等とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球、蛍光ランプ又はLED光源を点滅する装置をいう。なお、出火場所に応じて進入禁止を表示する避難口誘導灯を設けた場合も同様とする。

(6)～(14) 略

(15) 「容易に見通し、かつ識別できる」とは建物の構造や仕器等の設置による視認の障害がないことをいう。

ただし、出入口や誘導灯が障害物により視認できない場合でも、概ね5m移動することにより出入口や誘導灯を視認できる場合は、容易に見通し、かつ識別できるものとみなす。

2 略

3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

(1)～(7) 略

(8) 地階及び無窓階において避難口誘導灯の設置を要しない室

次のア、イに該当する室については、政令第32条を適用し、避難口誘導灯の設置を要しない。

ア 防火対象物の避難階のうち、室の面積が100㎡未満（主として防火対象物の関係者及び関係者に雇用されている者の使用に供するものにあつては、400㎡）であり、避難口が容易に見通せるもの

イ アに掲げるものの他、室の床面積が50㎡未満であり、避難口が容易に見通せるもの

(9) 略

(10) 複合型居住施設の場合

政令別表第1(10)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項ロ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからオまでに定めるところにより、10階以下の階に存する(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に設置される区画を有するものの(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階及び11階以上の階の部分を除く。）は避難口誘導灯の設置を要しない（第17-8図参照）。

ア 居室を、準耐火構造の壁及び床（3階以上の階に存する場合にあつては、耐火構造の壁及び床）で区画したものであること。

イ 壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）

第17 誘導灯及び誘導標識

1 用語の定義

(1)～(4) 略

(5) 点滅装置とは、自動火災報知設備からの火災信号を受けたとき、キセノンランプ、白熱電球又は蛍光ランプを点滅する装置をいう。

(6)～(14) 略

2 略

3 誘導灯及び誘導標識の設置を要しない防火対象物又はその部分について

(1)～(7) 略

(8) 地階及び無窓階において避難口誘導灯の設置を要しない室

次のア、イに該当する室については、政令第32条を適用し、避難口誘導灯の設置を要しない。

ア 防火対象物の避難階のうち、室の面積が100㎡未満であり、避難口が容易に見通せるもの

イ アに掲げるものの他、室の床面積が50㎡未満であり、避難口が容易に見通せるもの

(9) 略

の仕上げが、地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあっては準不燃材料で、その他の部分にあっては難燃材料でしたものであること。

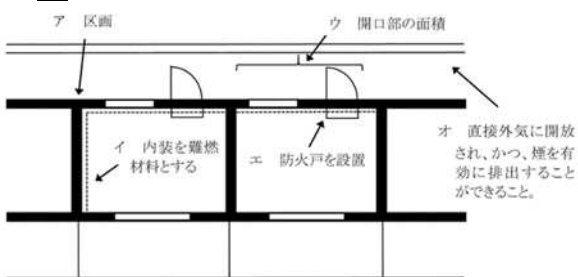
ウ 区画する壁及び床の開口部の面積の合計が 8 m^2 以下であり、かつ、一の開口部の面積が 4 m^2 以下であること。

エ ウの開口部には、防火戸（3階以上の階に存する場合にあっては、特定防火設備である防火戸）（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあっては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは次に定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであって、2以上の異なる経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が 4 m^2 以内のものに設けるも 30 m 以下第4章第2節 第17 誘導灯及び誘導標識 第17-7に限る。）を設けたものであること。

(7) 随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖すること。

(8) 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、 75 cm 以上、 1.8 m 以上及び 15 cm 以下であること。

オ (6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること



第17-8 図

(11) 民泊施設等の場合

政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物のうち、(5)項イ及びロ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、次のアからウまで並びに前(10)イ及びウに定めるところにより、10階以下の階に設置される区画を有するものの(5)項イ並びに(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階以外の階（地階、無窓階

及び11階以上の階を除く。)は避難口誘導灯の設置を要しない。

ア 居室を耐火構造の壁及び床で区画したものであること。

イ 区画する壁及び床の開口部には、特定防火設備である防火戸（廊下と階段とを区画する部分以外の部分の開口部にあつては、防火シャッターを除く。）で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの若しくは前(10)エに定める構造のもの又は防火戸（防火シャッター以外のものであつて、2以上の異なった経路により避難することができる部分の出入口以外の開口部で、直接外気に開放されている廊下、階段その他の通路に面し、かつ、その面積の合計が4㎡以内のものに設けるものに限る。）を設けたものであること。

ウ (5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分の主たる出入口が、直接外気に開放され、かつ、当該部分における火災時に生ずる煙を有効に排出することができる廊下、階段その他の通路に面していること。

(12) 小規模特定用途複合防火対象物の場合
小規模特定用途複合防火対象物（政令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供される部分が存しないものを除く。）の階、無窓階及び11階以上の部分以外の部分は、避難口誘導灯の設置を要しない。

4 誘導灯の設置・維持に関する技術上の基準

(1) 誘導灯の区分

第17-3表

電源の別	区分		平均輝度 (cd/m ²)	
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上	800未満
		B級	250以上	800未満
		C級	150以上	800未満
	通路誘導灯	A級	400以上	1、000未満
		B級	350以上	1、000未満
		C級	300以上	1、000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上	300未満
	通路誘導灯		150以上	400未満

(2)~(6) 略

(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は進入禁止機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能は、当該階において安全に避難することが可能な避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第2次安全区画（特別避難階段の附室

4 誘導灯の設置・維持に関する技術上の基準

(1) 誘導灯の区分

第17-3表

電源の別	区分		平均輝度 (cd/m ²)	
常用電源	避難口誘導灯	A級	350以上	800未満
		B級	250以上	800未満
		C級	150以上	800未満
	通路誘導灯	A級	400以上	1、000未満
		B級	350以上	1、000未満
		C級	350以上	1、000未満
非常電源	避難口誘導灯		100以上	300未満
	通路誘導灯		150以上	400未満

(2)~(6) 略

(7) 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能

ア 誘導灯に設ける点滅機能又は音声誘導機能は、当該階における避難口のうち避難上特に重要な最終避難口（屋外又は第2次安全区画（特別避難階段の附室等）への出入

等)への出入口)の位置を更に明確に指示することを目的とするものである。

このため、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと。

イ 略

ウ 設置要領

(7) 起動方法

- a 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して点滅機能が起動するものであること。
- b 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲(区分鳴動/全区域鳴動)に合わせて、点滅機能を起動することができるものとする。
- c 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能の起動のタイミングは、火災警報と整合を図ること。

(4) 点滅停止及び進入禁止起動方法

- a 熱又は煙が滞留している避難経路への(積極的な)避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅が停止又は進入禁止が起動すること(第17-22図参照)。

ただし、次の場所には、当該感知器を設置する必要はない。

- (a) 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
 - (b) 告示7号階段の階段室及びその附室の出入口
 - (c) 直接屋外に至る最終避難口及びその附室の出入口
- b 誘導灯に音声誘導機能がある場合は、音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

(7) 前(4). aの場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第23条第4項第7号(へを除く。)の規定に準じて、次によ

口)の位置を更に明確に指示することを目的とするものである。

このため、省令第28条の3第3項第1号イ又はロに掲げる避難口に設置する避難口誘導灯以外の誘導灯に設けてはならないこと。

イ 略

ウ 設置要領

(7) 起動方法

- a 感知器からの火災信号のほか、自動火災報知設備の受信機が火災表示を行う要件(中継器からの火災表示信号、発信機からの火災信号等)と連動して点滅機能が起動するものであること。
- b 省令第24条第5号ハに掲げる防火対象物又はその部分においては、地区音響装置の鳴動範囲(区分鳴動/全区域鳴動)に合わせて、点滅機能を起動することができるものとする。
- c 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備が設置されている防火対象物又はその部分においては、点滅機能の起動のタイミングは、火災警報と整合を図ること。

(4) 停止方法

- a 熱又は煙が滞留している避難経路への(積極的な)避難誘導を避けるため、省令第28条の3第3項第1号イ及びロに掲げる避難口から避難する方向に設けられている自動火災報知設備の感知器が作動したときは、当該避難口に設けられた誘導灯の点滅が停止すること(第17-22図参照)。

ただし、次の場所には、当該感知器を設置する必要はない。

- (a) 屋外階段の階段室及びその附室の出入口
- (b) 告示7号階段の階段室及びその附室の出入口
- (c) 直接屋外に至る最終避難口及びその附室の出入口

b 音声により警報を発する自動火災報知設備又は放送設備により火災警報又は火災放送が行われているときは、誘導灯の音声誘導が停止するよう措置すること。ただし、誘導灯の設置位置、音圧レベルを調整する等により、火災警報又は火災放送の内容伝達が困難若しくは不十分となるおそれのない場合にあつては、この限りでない。

(7) 前(4). aの場合において、当該階段室には、煙感知器を省令第23条第4項第7号(へを除く。)の規定に準じて、次により

り設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階以上、地下階にあっては、全階の点滅等を停止させるものであること。

a 点滅形誘導灯等を設置した階に、点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。

b 当該煙感知器にはその旨の表示を付すこと。

エ 誘導灯信号装置

誘導灯信号装置を設置する場合、又は区分作動方式とする場合で誘導灯信号装置と同等のものを設置する場合は、次によること。

(7) 原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、映画館等にあってはこの限りでない。

(4) 誘導灯信号装置の設置個所には次の事項を表示すること。

a 誘導灯信号装置である旨

b 点滅等の復旧操作要領

オ 外付け式の点滅装置等にあっては、誘導灯から1 m以内に設けること。

設け、出火階が地上階の場合にあっては、出火階以上、地下階にあっては、全階の点滅等を停止又は進入禁止が起動させるものであること。

a 点滅形誘導灯等を設置した階に、点滅等の停止専用の煙感知器（第2種蓄積型又は第3種蓄積型）を設けること。

b 当該煙感知器にはその旨の表示を付すこと。

エ 誘導灯信号装置

誘導灯信号装置を設置する場合、又は区分作動方式とする場合で誘導灯信号装置と同等のものを設置する場合は、次によること。

(7) 原則として受信機と同一の室に設けること。ただし、映画館等にあってはこの限りでない。

(4) 誘導灯信号装置の設置個所には次の事項を表示すること。

a 誘導灯信号装置である旨

b 点滅等の復旧操作要領

オ 外付け式の点滅装置等にあっては、誘導灯から1 m以内に設けること。

第18 消防用水

1 略

2 消防用水の標識 ◆

(1) 吸管投入孔又は採水口の直近に、当該消防用水の有効水量と消防用水である旨を明示する標識を設けること（第18-4図参照）。

(2) 採水口には、「消防用水採水口」と表示した標識を設けること（第18-5図参照）。

(3) 前1.(1).エに係わらずやむを得ず防火水槽と兼用する場合については、前(1)又は(2)の標識に次の内容を明示すること（第18-6図参照）。

ア 防火水槽と兼用である旨

イ 消防用水と防火水槽それぞれの必要水量（○ t 又は○ m³）

第19 排煙設備

7 舞台部の排煙設備

政令別表第1(1)項の劇場等の舞台部に設ける排煙設備は、3によるほか、次によること。

(1) 500m²を超える防煙区画とする場合は、最大防煙区画面積に応じた排煙能力を有すること。

(2) 起動方法は、手動起動、自動起動、防災セ

第18 消防用水

1 略

2 消防用水の標識 ◆

(1) 採水口には、「消防用水採水口」と表示した標識を設けること（第18-4図参照）。

(2) 吸管投入孔には、「消防用水」と表示した標識を設けること（第18-5図参照）。

ただし、下記(3)により消防用水であることが容易に認識できる場合はこの限りではない。

(3) 吸管投入孔又は採水口の直近に、当該消防用水の有効水量と消防用水である旨を明示すること。

(4) 前1.(1).エに係わらず防火水槽と兼用する場合については、前(1)から(3)の標識に次の内容を明示すること（第18-6図参照）。

ア 防火水槽と兼用である旨

イ 消防用水と防火水槽それぞれの必要水量（○ t 又は○ m³）

ンターからの遠隔起動が可能とすると共に、起動装置は視認性の良い場所に設けること。

(3) 排煙効率を高めるために、給気口及び給気経路を舞台部空間の下層部に設けること。

第20 連結散水設備

1 連結散水設備の方式等

連結散水設備は、次の方式によること。なお、消防活動時の水損を軽減するため(2)または(3)を選択すること。◆

(1) 開放型ヘッドを使用する方式

散水ヘッドとして開放型ヘッドを使用する連結散水設備とする場合（以下、この第20において「開放ヘッド方式」という。）は、送水区域の数が一（散水ヘッドの数が10以下のものに限る。）で、かつ、その送水区域内における関係者が単一であること。

(2) 閉鎖型ヘッドを使用する方式

散水ヘッドとして閉鎖型ヘッドを使用する連結散水設備（以下、この第20において「閉鎖型ヘッド方式」という。）とする場合

(3) 閉鎖型スプリンクラー設備を使用する方式

散水ヘッドとして、政令第12条第2項に規定する技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例によりスプリンクラー設備を設置する場合

2 開放ヘッド方式

(1) 略

(2) 配管の摩擦損失計算

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を1800 /minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数に1800 /minを乗じて得た量を流水量として行うこと。この場合、配管又は枝管（直接開放型ヘッドが設けられている管）の呼び径と開放型ヘッドの関係は、第20-1表によること。

第20-1表

ヘッドの合計個数	<u>1個</u>	2個以下	3個以下	5個以下	10個以上
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

3 閉鎖型ヘッド方式

(1)、(2) 略

(3) 加圧送水装置の起動

加圧送水装置を設ける場合は、流水検知装

第20 連結散水設備

1 連結散水設備の方式等

連結散水設備は、次の方式によること。

(1) 開放型ヘッドを使用する方式 ◆

散水ヘッドとして開放型ヘッドを使用する連結散水設備とする場合（以下、この第20において「開放ヘッド方式」という。）は、送水区域の数が一（散水ヘッドの数が10以下のものに限る。）で、かつ、その送水区域内における関係者が単一であること。

(2) 閉鎖型ヘッドを使用する方式 ◆

前(1)以外の場合は、散水ヘッドとして閉鎖型ヘッドを使用する連結散水設備（以下、この第20において「閉鎖型ヘッド方式」という。）とすること。

2 開放ヘッド方式

(1) 略

(2) 配管の摩擦損失計算 ◆

配管の摩擦損失計算は、本節第27「配管の摩擦損失計算」によるほか、開放型ヘッドの個数が10までの配管の摩擦損失水頭は、各ヘッドからの放水量を1800 /minとし、当該ヘッドの個数以後の配管の摩擦損失水頭は、設置する開放型ヘッドの個数に1800 /minを乗じて得た量を流水量として行うこと。この場合、配管又は枝管（直接開放型ヘッドが設けられている管）の呼び径と開放型ヘッドの関係は、第20-1表によること。

第20-1表

ヘッドの合計個数	<u>1個以下</u>	2個以下	3個以下	5個以下	10個以上
配管の呼び径(A)	32	40	50	65	80

3 閉鎖型ヘッド方式 ◆

(1)、(2) 略

(3) 加圧送水装置の起動

加圧送水装置は、流水検知装置等が発した

置等が発した信号又は起動用水圧開閉装置の作動と連動して起動すること。

信号により起動すること。

4～8 略

9 閉鎖型スプリンクラー設備を使用する方式その他 ◆

政令第28条の2に基づき、連結散水設備を設置しなければならない防火対象物にあっては、政令第12条に基づくスプリンクラー設備等の自動消火が可能な消火設備を設置すること。

第21 連結送水管

(1) 略

(2) 配管等

ア 配管内は補助用高架水槽により常時充水する（政令別表第1(18)項及び条例第41条の2第1項第2号による屋上駐車場は除く。）こと。 ◆

なお、当該高架水槽は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).アの1号消火栓の基準に準じて設置すること。 ◆

イ 配管の兼用

屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).オによること。

ウ 複数の立管の接続

(ア) 同一棟に複数の立管がある場合、それぞれの立管には、それぞれの送水口を設けること。

(イ) 前(ア)の立管は、バイパス配管により相互に接続すること。 ◆

なお、バイパス配管により相互に接続した配管に設ける送水口については、前(イ)に係らず、敷地内で消防車両が寄り付くことが出来る場所（複数個所の分散設置が望ましい。）に設けることで足りることとする。

2 高層建築物等に設ける連結送水管

(1)～(3) 略

(4) 配管等

ア 配管内は、常時充水しておくこと。

イ 配管に充水する補助用高架水槽等は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).ア及びイの1号消火栓の基準を準用すること。

ウ 設計送水圧力（別記「連結送水管の水力計算」参照）

設計送水圧力はたて管ごとに放水量1、600ℓ/min（（最上階400ℓ/min×2線放水）+（最上階の直下階400ℓ/min×2線放水）=1、600ℓ/min）、ノズル先端圧力0.6MPaとして求めた値とするほか、前1.(2).カによること。

(5) 加圧送水装置

ア 防火対象物が令第29条第2項第4号口に掲げる場合（地盤面からもっと高い位置に

第21 連結送水管

(1) 略

(2) 配管等

ア 配管内は補助用高架水槽により常時充水する（政令別表第1(18)項及び条例第41条の2第1項第2号による屋上駐車場は除く。）こと。 ◆

なお、当該高架水槽は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).アの1号消火栓の基準に準じて設置すること。 ◆

イ 配管の兼用

屋内消火栓設備と配管を兼用する場合は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).オによること。

ウ 複数の立管の接続

(ア) 同一等に複数の縦管がある場合、それぞれの縦管には、それぞれの送水口を設けること。

(イ) 前(ア)の立管は、バイパス配管により相互に接続すること。 ◆

2 高層建築物等に設ける連結送水管

(1)～(3) 略

(4) 配管等

ア 配管内は、常時充水しておくこと。

イ 配管に充水する補助用高架水槽等は、本節第2屋内消火栓設備4.(2).ア及びイの1号消火栓の基準を準用すること。

ウ 設計送水圧力（別記「連結送水管の水力計算」参照）

設計送水圧力はたて管ごとに放水量1、600ℓ/min（（最上階400ℓ/min×2線放水）+（最上階の直下階400ℓ/min×2線放水）=1、600ℓ/min）、ノズル先端圧力0.6MPaとして求めた値とするほか、前1.(2).カによること。

なお、設計送水圧力の最大は1.3MPaとすること ◆

(5) 加圧送水装置

ア 防火対象物が次の(ア)又は(イ)に該当する場合は、加圧送水装置を設置すること。

ある放水口までの高さが70mを超える建築物をいう。)は、加圧送水装置を設置すること。

なお、高さ70m以下であっても、送水口に接続するホースに係る圧力が1.6MPaを超えることがないように措置すること。◆

イ 加圧送水装置二次側直近において、1.6MPaを超えないようにすること。◆

ウ～オ 略

カ 配管等の構造 (第21-5図参照) ◆

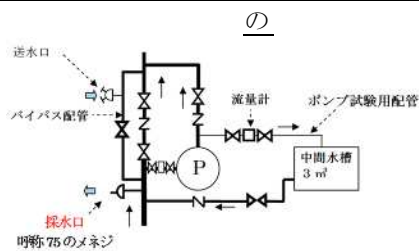
(ア) 加圧送水装置一次側及び二次側の止水弁は、当該ポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。

(イ) 加圧送水装置一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。

(ウ) 加圧送水装置二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかからないようにすること。

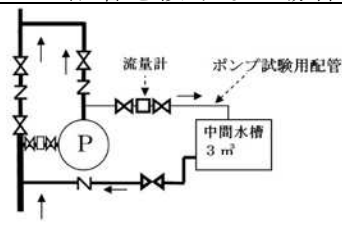
バイパス配管を設けた場合の例

※故障時の措置として送水口と採水口を設けたもの



第21-5図 加圧送水装置廻り(ブースターポンプ室)の配管例-

バイパス配管を設けない場合の例



(ア) 令第29条第2項第4号ロに掲げる場合(高さ70mを超える建築物)加圧送水装置を設置すること。

(イ) 別記 連結送水管の水力計算における設計送水圧力が1.3MPaを超える場合 ◆

イ 加圧送水装置の設置場所は、送水口における送水圧力が1.3MPa以上の場合に、一の放水口からの放水量が400ℓ/min以上で、かつ、0.6MPa以上のノズル圧力が得られない階の直下階に設置することを原則とする。

また、加圧送水装置二次側直近において、1.6MPaを超えないように設置位置を考慮すること。

◆

ウ～オ 略

カ 配管等の構造 (第21-5図参照) ◆

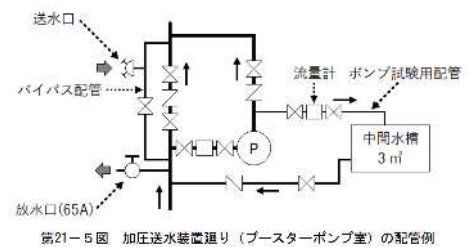
(ア) 加圧送水装置の吸水側配管と吐出側配管との間には、バイパス配管を設け、かつ当該バイパス配管には逆止弁を設けること。

(イ) 加圧送水装置廻りの配管には、加圧送水装置による送水が不能となった場合の措置として、可般ポンプ等によって送水することができるように、一次側には放水口、二次側には送水口を設置すること。

(ウ) 加圧送水装置一次側及び二次側の止水弁は、当該ポンプと主管を分離できるように主管側に設置すること。

(エ) 加圧送水装置一次側の配管には、圧力調整弁及び止水弁を設置し、バイパス配管とすること。

(オ) 加圧送水装置二次側の配管は、立管部分を堅固に支持し、吐出側の逆止弁及び止水弁の重量がポンプにかからないようにすること。



第21-5図 加圧送水装置廻り(ブースターポンプ室)の配管例

(別記)

[連結送水管の水力計算]

連結送水管の設計送水圧力の水力計算は、次の計算式の例によること。この場合、配管等の摩擦損失水頭等の値は、本節第27「配管の摩擦損失計算」を参照すること。

[計算式]

$1 \text{ MPa} \geq \text{設計送水圧力} = \text{配管等の摩擦損失水頭換算圧} + \text{背圧} + \text{放水圧力}$
($h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5$) (ha) (n)

※ 摩擦損失水頭長 (m) を摩擦損失水頭換算圧 (MPa) に換算する場合は、

$1.0 \text{ m} = 0.1 \text{ kg/cm}^2 = 0.0098 \text{ MPa}$ で換算すること。

1 高層建築物等以外の場合

配管等の摩擦損失水頭 (m)

h_1 : 送水口の損失水頭

h_2 : 最上階の直下から送水口までの摩擦損失水頭

h_3 : 最上階から最上階の直下までの摩擦損失水頭

h_4 : 放水口の摩擦損失水頭

h_5 : ホースの摩擦損失水頭 (15m)

ha : 背圧 (MPa)

n : ノズル先端水頭 (60m)

(注) 計算式は、計算上において、消防ポンプ車から設計送水圧力により送水口に送水された圧力水を、消防隊の放水圧力が最低となる最上階及びその直下階において、各放水口からホース2線を延長して、それぞれのノズルから放水圧力0.6MPa、放水口から放水量400ℓ/minで放水することとしたものである。

なお、屋上部分に放水口が設置されている場合にあつては、当該部分の放水口は計算から除外するものである(屋上緊急離着陸場の場合を除く)。

設計送水圧力が1MPaを超える場合には、スケジュール40※以上の配管を用いる必要がある。

※は、JIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上またJIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

2 高層建築物等の場合

省令第31条第6号の規定に基づき、加圧送水装置を用いる防火対象物にあつては、加圧送水装置の加圧により送水される以外の最上階の放水口の設計送水圧力の値及び加圧送水装置までの設計送水圧力の値を防火対象物に応じて前1

(別記)

[連結送水管の水力計算]

連結送水管の設計送水圧力の水力計算は、次の計算式の例によること。この場合、配管等の摩擦損失水頭等の値は、本節第27「配管の摩擦損失計算」を参照すること。

[計算式]

$1.3 \text{ Pa} \geq \text{設計送水圧力} = \text{配管等の摩擦損失水頭換算圧} + \text{背圧} + \text{放水圧力}$
($h_1 + h_2 + h_3 + h_4 + h_5$) (ha) (n)

※ 摩擦損失水頭長 (m) を摩擦損失水頭換算圧 (MPa) に換算する場合は、

$1.0 \text{ m} = 0.1 \text{ kg/cm}^2 = 0.0098 \text{ MPa}$ で換算すること。

1 高層建築物等以外の場合

配管等の摩擦損失水頭 (m)

h_1 : 送水口の損失水頭

h_2 : 最上階の直下から送水口までの摩擦損失水頭

h_3 : 最上階から最上階の直下までの摩擦損失水頭

h_4 : 放水口の摩擦損失水頭

h_5 : ホースの摩擦損失水頭 (15m)

ha : 背圧 (MPa)

n : ノズル先端水頭 (60m)

(注) 計算式は、計算上において、消防ポンプ車から設計送水圧力(最大1.6MPa)により送水口に送水された圧力水を、消防隊の放水圧力が最低となる最上階及びその直下階において、各放水口からホース2線を延長して、それぞれのノズルから放水圧力0.6MPa、放水口から放水量400ℓ/minで放水することとしたものである。

なお、屋上部分に放水口が設置されている場合にあつては、当該部分の放水口は計算から除外するものである(屋上緊急離着陸場の場合を除く)。

また、設計送水圧力が1MPaを超える場合には、スケジュール40※以上の配管を用いる必要がある。

※は、JIS G 3448若しくはJIS G 3454に適合する配管のうち呼び厚さでスケジュール40以上またJIS G 3459に適合する管のうち呼び厚さでスケジュール10以上のものに適合するもの等を示す。

2 高層建築物等の場合

省令第31条第6号の規定に基づき、加圧送水装置を用いる防火対象物にあつては、加圧送水装置の加圧により送水される以外の最上階の放水口の設計送水圧力の値及び加圧送水装置までの設計送水圧力の値を防火対象物に応じて前1

により求めること。

$P_1 + P_2 > N_p + \text{背圧} + \text{摩擦損失}$

P_1 : 設計送水圧力

P_2 : ポンプ定格圧力

N_p : ノズル先端圧力

ア ポンプで送水する全ての放水口において、
所定の圧力が得られるように、ポンプの設置
位置を決定すること。

イ 加圧送水装置二次側直近において、1.6MPa
を超えないようにすること。◆

ウ ポンプは P_1 の押し込み圧力を有効に使用で
きるものであること。

[計算例]

ポンプ吐出量は、以下のとおりとする。

4000 /min × 2線 × 2階分の放水口（最大3：右
図の場合は2=16000 /min）

第22 非常コンセント設備

1 設置位置等

設置位置等は、政令第29条の2及び条例第41
条の3によるほか次によること。

(1) 建築物の階数

政令第29条の2第1項第1号の非常コンセ
ントを設けなければならない建築物の階数に
ついては、建基政令第2条第1項第8号の規
定によるものであること。

2 電気の供給容量

非常コンセントの電気の供給容量について
は、単相交流100V、15A以上の容量とし、出火
階及びその直上、直下階の3階層のコンセント
に有効に供給できるように、4.5kW以上の容量と
するものであること（第22-1図参照）。

3～5 略

6 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

(1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路
とすること。ただし、他の消防用設備等の回
路を接続する場合で、当該回路による障害を
受けるおそれがないものにあつては、この限

により求めること。

$P_1 + P_2 > N_p + \text{背圧} + \text{摩擦損失}$

P_1 : 設計送水圧力

P_2 : ポンプ定格圧力

N_p : ノズル先端圧力

ア ポンプで送水する全ての放水口において、
所定の圧力が得られるように、ポンプの設置
位置を決定すること。

イ 加圧送水装置二次側直近において、1.6MPa
を超えないようにすること。◆

ウ 設計送水圧力は、最大1.6MPaとすること。

エ 防火対象物の高さが70mを超えるものは、
規定の放水量及び、ノズル圧力が得られない
階の直下階に加圧送水装置を設置し、上層階
は加圧送水装置からの送水とすること。◆

オ ポンプは屋上設置を避け、 P_1 の押し込み
圧力を有効に使用できるものであること。

[計算例]

・ 地上100mの防火対象物

・ 各階に1の放水口（31m以上は双口）

右図で、最上階の放水口は[計算式]による計算
では設計送水圧力が1.81MPaとなり、1.6MPaを超え
るため加圧送水装置の設置が必要となる。

この場合、17階（階高3m×17階=約50m）部
分の筒先においては規定の筒先圧力（0.6MPa）が
得られなくなる。

そこで、17階の下階である16階に加圧送水装置
を設置する。

この場合のポンプ吐出量は、以下のとおりとす
る。

4000 /min × 2線 × 2階分の放水口（最大3：右
図の場合は2=16000 /min）

第22 非常コンセント設備

1 設置位置等

設置位置等は、政令第29条の2及び条例第41
条の3によるほか次によること。

(1) 建築物の階数

政令第29条の2第1項第1号の非常コンセ
ント設備を設けなければならない建築物の階
数については、建基政令第2条第1項第8号
の規定によるものであること。

2 電気の供給容量

非常用コンセントの電気の供給容量について
は、単相交流100V、15A以上の容量とし、出火
階及びその直上、直下階の3階層のコンセント
に有効に供給できるように、4.5kW以上の容量と
するものであること（第22-1図参照）。

3～5 略

6 電源及び配線

電源及び配線は、次によること。

(1) 電源からの回路は、主配電盤から専用回路
とすること。ただし、他の消防用設備等の回
路を接続する場合で、当該回路による障害を
受けるおそれがないものにあつては、この限

りでない。

- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 前(4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量

幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上で3階層分の容量を有効に供給できる電線を用いること。

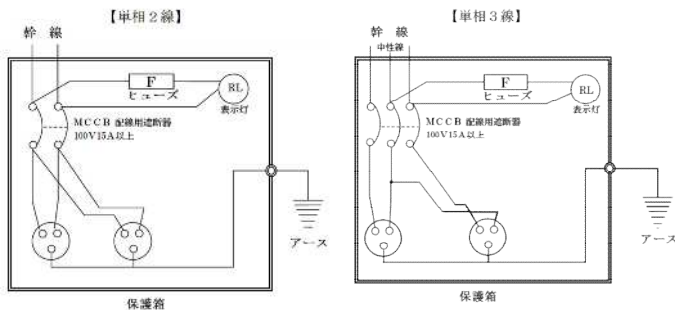
りでない。

- (2) 前(1)の回路には、地絡により電路を遮断する装置を設けないこと。
- (3) 電源の配線用遮断器には、非常用コンセントである旨、赤色の文字で表示すること。
- (4) 専用回路の幹線から各階の非常コンセントに分岐する場合は、分岐用の配線用遮断器を保護箱内に設けること。
- (5) 非常用コンセントのプラグ受けは、前(4)の配線用遮断器の二次側から送り配線等で施工すること。
- (6) 前(4)の配線用遮断器は、100V、15A以上の容量とすること。
- (7) 分岐する場合に用いるプルボックス等は、防錆加工を施した厚さ1.6mm以上の鋼製のものを用いること。
- (8) 保護箱内の配線及びプラグ受け等の充電部は、露出しないように設けること。

7 幹線容量

幹線は、一の回路につき、各階に設ける非常コンセントに100V、15A以上で3階層分の容量を有効に供給できる電線を用いること。

なお、消防活動用の可搬式電気機器等を複数使用した際の過負荷による遮断器の閉鎖を防ぐため、単相3線式の配線とすること（第22-3図参照）。 ◆



8、9 略

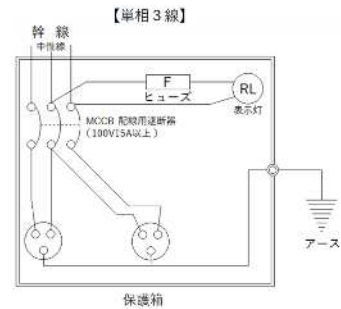
10 消火栓箱等と保護箱との接続

- (1)~(3) 略
- (4) 非常コンセントの赤色の灯火は、本節 第2 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。

第24 消火器具

1 設置場所

- (1) 消火器具の設置場所は、次によること。
ア 省令第6条第6項に定めるもののほか、廊下、通路、室の出入口付近等「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」に設置すること。
イ 省令第6条第6項に定める歩行距離は、



8、9 略

10 消火栓箱等と保護箱との接続

- (1)~(3) 略
- (4) 非常コンセント設備の赤色の灯火は、本節 第2 屋内消火栓設備の基準に定める赤色の灯火と兼用することができる。

第24 消火器具

1 設置場所

- (1) 消火器具の設置場所は、省令第6条第6項に定めるもののほか、廊下、通路、室の出入口付近等「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所（メーターボックス内及びパイプスペース内等はこれに該当しない）」に設置すること。

実際に人が歩いた場合の、通常動線により測った距離である。

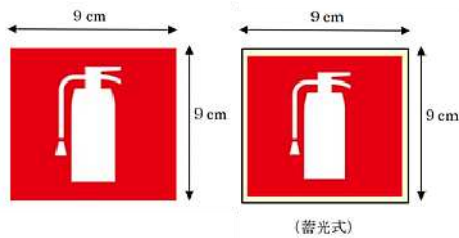
2 略

3 操作方法等の表示

- (1) 消火器には、直近の見やすい箇所に、第24-2図のような、使用方法を明示した標識を掲示すること。◆

なお、第24-2図の表示を設けた場合は、前2の標識は不要となるが、第24-2図の表示を消火器ボックス内（見やすい位置に限る。）に設けた場合、当該消火器ボックスの前面には前2.(4)に準じた標識が必要となる。

- (2) 令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設で、直接消火器を視認できない場合には、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z 8210 に定める消火器のピクトグラム（第24-3図）を設置すること ◆



4 留意事項

- (1) 二酸化炭素又はハロゲン化物を放射する消火器は、政令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物並びに換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下の地階、無窓階又は居室には設けないこと。◆

第25 総合操作盤等

1 設置維持

総合操作盤は、省令第12条第1項第8号の規定によるほか、次によること。なお、監視操作等については、総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号）によること。

(1) 機器

ア 総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）に適合したものであること。

なお、原則として認定品とすること。◆

イ 防災センター等で勤務する要員（防災設備技能員等）の迅速、的確な監視、操作等を考慮した機器の配置を行うこと。◆

（第25-1図参照）。◆

- (2) 総合操作盤が必要な防火対象物

2 略

3 操作方法の表示

- 消火器には、直近の見やすい箇所に、第24-2図のような、使用方法を明示した標識を掲示すること。◆

なお、第24-2図の表示を設けた場合は、前2の標識は不要となるが、第24-2図の表示を消火器ボックス内（見やすい位置に限る。）に設けた場合、当該消火器ボックスの前面には前2.(4)に準じた標識が必要となる。

4 留意事項

- (1) 二酸化炭素又はハロゲン化物を放射する消火器は、政令別表第1(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物並びに換気について有効な開口部の面積が床面積の1/30以下の地階、無窓階又は居室◆には設けないこと。

第25 総合操作盤等

1 設置維持

総合操作盤は、省令第12条第1項第8号の規定によるほか、次によること。なお、監視操作等については、総合操作盤の設置方法を定める件（平成16年消防庁告示第8号）によること。

(1) 機器

ア 総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）に適合したものであること。

なお、原則として認定品とすること。◆

イ 防災センター等で勤務する要員（防災設備技能員等）の迅速、的確な監視、操作等を考慮し卓型式又は卓と列盤の併用形式とすること。◆

なお、卓式とする場合は、卓上には防災CRT表示等、非常電話、放送設備、火災通報装置（設置される場合で、機器がワンタッチの場合に限る。）を設置すること

（第25-1図参照）。◆

- (2) 総合操作盤が必要な防火対象物

ア 省令第12条第1項第8号イにより次のいずれかに該当するもの

- (ア) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物
- (イ) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物
- (ウ) 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

2 防災センター

防災センターは省令第12条第1項第8号及び条例第50条の4の2に規定されているものであり、具体的には次によること。

- (1) 防災センターの位置、構造、面積は次によること。
- (2) 面積

ア 省令第12条第1項第8号イ及びロに掲げる建築物にあっては、平常時の監視、制御又は災害時の活動に支障のない広さ(40㎡以上)又は総合操作盤等を設置した部分以外で消防隊員の活動スペース(概ね10㎡)を確保した広さとすること。◆

ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況が十分に把握できる場合はこの限りでない。

イ 省令第12条第1項第8号ハに掲げる建築物にあっては、20㎡以上とすること。◆

(3) 略

(4) 特例

条例第50条の4の2第1項各号について、令8区画によって区画された部分ごとに適用することとして差し支えない。

第26 その他消防用設備等以外の設備

1 非常電話 ◆

非常電話とは、操作部(親機)、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものを行い、火災発生時における存館者からの防災センター等への早期通報、消火活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう、次に適合したものであること。

(1) 設置対象

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年条例第1号)第10条に掲げる対象物(防災計画対象物)について、全階に設置するものとする。ただし、特定共同住宅省令を適用した(5)項ロに掲げる防火対象物(連結送水管のブースターポンプ又は加圧送水装置の設置された消防用水が設置されているものを除く。)のうち、小規模な共同住宅等(防災計画指導指針第7条第2項に該当する対象物又はこれと同等と認められるもの)を除く。

(2) 設置位置

ア 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から容易に到達できるように、かつ、一の非常電話(子機)までの水平距離が50m以

ア 省令第12条第1項第8号イにより次のアからウのいずれかに該当するもの

- (ア) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物
- (イ) 地階を除く階数が15以上で、かつ、延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物
- (ウ) 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

2 防災センター

防災センターは省令第12条第1項第8号及び条例第50条の4の2に規定されているものであり、具体的には次によること。

- (1) 防災センターの位置、構造、面積は次によること。
- (2) 面積

ア 省令第12条第1項第8号に掲げる建築物にあっては、平常時の監視、制御又は災害時の活動に支障のない広さ(50㎡以上)とすること。◆

ただし、集中監視すべき消防用設備等が少なく、自動火災報知設備の受信機で当該建築物の火災の発生状況が十分に把握できる場合はこの限りでない。

イ 条例第50条の4の5の規定に基づく総合操作盤に類する制御盤を設置した建築物(共同住宅を除く。)にあっては30㎡以上とすること。◆

(3) 略

第26 その他消防用設備等以外の設備

1 非常電話 ◆

非常電話とは、操作部(親機)、子機、表示灯、電源及び配線により構成されているものを行い、火災発生時における存館者からの防災センター等への早期通報、消火活動時における消防隊と防災センター等との連絡等が有効に行えるよう、次に適合したものであること。

(1) 設置対象

神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例(平成20年条例第1号)第10条に掲げる対象物(防災計画対象物)について、全階に設置するものとする。

(2) 設置位置

ア 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から容易に到達できるように、かつ、一の非常電話(子機)までの水平距離が50m以

下となるように設けるほか、次のとおり設置すること。ただし、親機が設置されている階は、親機からの水平距離が50mの範囲に限り、子機を設けないことができる。

イ 親機

- (ア) 増幅器等及び受信機等に併設して、それぞれの機能が有効に操作できる位置に設けること。
- (イ) 分割された制御部と操作部は、原則として同一室内に設けること。
- (ウ) 非常電話の親機の設置については、省令第25条の2第2項第3号ホを準用すること。

下となるように設けるほか、次のとおり設置すること。ただし、親機が設置されている階は、親機の部分と容易に連絡が取れる範囲に限り、子機を設けないことができる。

イ 親機

- (ア) 増幅器等及び受信機等に併設して、それぞれの機能が有効に操作できる位置に設けること。
- (イ) 分割された制御部と操作部は、原則として同一室内に設けること。

第27 配管の摩擦損失計算等

別表第1-1

配管の摩擦損失水頭表 配管用炭素鋼管 JIS G 3452 (SGP) 単位：m (100m当たり)

管径 (φ/mm)	25A	32A	40A	50A	65A	80A	100A	125A	150A	200A
50	11.89	3.39	1.61	0.50	0.15	0.06	0.02	0.01		
70	22.15	6.33	3.00	0.93	0.28	0.12	0.03	0.01		
80	28.36	8.10	3.85	1.19	0.35	0.15	0.04	0.01	0.01	
90	35.26	10.07	4.78	1.48	0.44	0.19	0.05	0.01	0.01	
100	42.85	12.24	5.81	1.80	0.53	0.23	0.06	0.02	0.01	
120	60.04	17.15	8.14	2.53	0.75	0.32	0.09	0.03	0.01	
140	79.85	22.80	10.83	3.36	1.00	0.43	0.12	0.04	0.02	
150	90.72	25.91	12.30	3.82	1.13	0.49	0.13	0.05	0.02	0.01
160	102.23	29.20	13.86	4.30	1.28	0.55	0.15	0.05	0.02	0.01
180	127.12	36.30	17.24	5.35	1.59	0.68	0.19	0.08	0.03	0.01
200		44.12	20.95	6.50	1.93	0.83	0.23	0.08	0.03	0.01
240		61.81	29.35	9.11	2.70	1.16	0.32	0.11	0.05	0.01
250		66.66	31.65	9.82	2.91	1.26	0.34	0.12	0.05	0.01
300		93.40	44.35	13.76	4.08	1.76	0.48	0.17	0.07	0.02
320			49.97	15.51	4.60	1.98	0.54	0.19	0.08	0.02
350			58.98	18.30	5.43	2.34	0.64	0.22	0.10	0.03
400			75.51	23.43	6.95	3.00	0.82	0.29	0.12	0.03
450			93.89	29.13	8.64	3.73	1.02	0.35	0.15	0.04
480				32.83	9.73	4.20	1.15	0.40	0.17	0.05
500				35.40	10.50	4.53	1.24	0.43	0.19	0.05
550				42.23	12.52	5.40	1.48	0.51	0.22	0.06
560				43.66	12.95	5.58	1.53	0.53	0.23	0.06
600				49.61	14.71	6.34	1.74	0.60	0.26	0.07
640				55.90	16.57	7.15	1.96	0.68	0.30	0.08
720				69.51	20.61	8.89	2.43	0.85	0.37	0.10
800				84.46	25.04	10.80	2.96	1.03	0.45	0.12
880					29.87	12.88	3.53	1.23	0.53	0.14
960					35.09	15.13	4.14	1.44	0.63	0.16
1040					40.69	17.55	4.80	1.67	0.73	0.19
1080					43.63	18.82	5.15	1.79	0.77	0.20
1120					46.67	20.13	5.51	1.92	0.83	0.22
1200					53.02	22.87	6.25	2.18	0.95	0.25
1600					90.28	38.93	10.66	3.71	1.61	0.42

別表第2-1

配管周壁空気調換管 (SFP) JIS G 3452に対応した継手類及びバルブ類を使用する場合 単位: m

配管		大きさの呼び名		15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
管	ねじ込み式	4分	エルボ	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	2.7	3.3	4.0	4.7	
			9分	エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.2	2.6	3.2	3.9	4.7	5.6	6.5
			クランプバンド (19分)	1.2	1.5	2.0	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.9	8.3	10.0	11.7	14.1	16.9	20.2	24.0	28.3
			フリースタックリロフ (20分)	1.0	1.3	1.7	2.1	2.6	3.2	3.8	4.6	5.5	6.6	7.9	9.3	11.1	13.0	15.3	18.0	21.4
			9分	エルボ	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8
管	フランジ式	9分	エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.0	3.6	4.3	5.1	
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.5	3.0	3.6	
			ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.0	3.6	4.3	5.1	
			フリースタックリロフ (20分)	0.7	1.0	1.3	1.6	2.0	2.4	2.9	3.4	4.1	4.9	5.9	7.0	8.2	9.6	11.4	13.7	
バルブ	閉止弁	仕切弁	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0	2.2	
		玉形弁	0.4	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.2	2.6	3.0	3.5	4.1	4.8	5.7	6.7	7.9	
		アンダルフ弁	2.7	3.4	4.5	5.7	7.0	8.3	10.0	11.7	14.1	16.9	20.2	24.0	28.3	33.9	40.5	48.1	56.9	
		閉止弁 (スイング型)	1.4	1.8	2.3	3.0	3.6	4.4	5.3	6.3	7.5	8.7	10.5	12.5	15.0	17.9	21.1	24.7	28.7	

別表第2-2

圧力配管用空気調換管 (SFP) JIS G 3454 Sch40に対応した継手類及びバルブ類を使用する場合 単位: m

配管		大きさの呼び名		15	20	25	32	40	50	65	80	90	100	125	150	200	250	300	350	
管	ねじ込み式	4分	エルボ	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.9	2.2	2.7	3.3	4.0	4.7	
			9分	エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.2	2.6	3.2	3.9	4.7	5.6	6.5
			クランプバンド (19分)	1.2	1.5	2.0	2.6	3.3	3.9	4.8	5.7	6.9	8.3	10.0	11.7	14.1	16.9	20.2	24.0	28.3
			フリースタックリロフ (20分)	1.0	1.3	1.7	2.1	2.6	3.2	3.8	4.6	5.5	6.6	7.9	9.3	11.1	13.0	15.3	18.0	21.4
			9分	エルボ	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.1	1.3	1.5	1.8
管	フランジ式	9分	エルボ	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.0	3.6	4.3	5.1	
			ロング	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.8	1.0	1.1	1.3	1.5	1.8	2.1	2.5	3.0	3.6	
			ショート	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.9	1.1	1.3	1.5	1.7	2.1	2.5	3.0	3.6	4.3	5.1	
			フリースタックリロフ (20分)	0.7	1.0	1.3	1.6	2.0	2.4	2.9	3.4	4.1	4.9	5.9	7.0	8.2	9.6	11.4	13.7	
バルブ	閉止弁	仕切弁	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	1.0	1.2	1.5	1.8	2.0	2.2	
		玉形弁	0.4	0.5	0.7	0.9	1.1	1.3	1.6	1.9	2.2	2.6	3.0	3.5	4.1	4.8	5.7	6.7	7.9	
		アンダルフ弁	2.7	3.4	4.5	5.7	7.0	8.3	10.0	11.7	14.1	16.9	20.2	24.0	28.3	33.9	40.5	48.1	56.9	
		閉止弁 (スイング型)	1.4	1.8	2.3	3.0	3.6	4.4	5.3	6.3	7.5	8.7	10.5	12.5	15.0	17.9	21.1	24.7	28.7	

第28 設置の特例

この基準により令第32条を適用する消防用設備等については、消防用設備等の特例基準適用願による手続きを不要とする。

1 システム評価による特例

現行の消防法令では予想していない設置方法や棟の接続等により、個々の防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令で義務付けされている消防用設備等の基準による場合と同等であると、性能評価機関により評価を受けた場合は、当該システムによることができる。

2 特定機器評価又は性能評価品の使用に係る留意事項

(1) 目的

新技術等により消防用機器等として優れた機能等を有するが、技術上の規格・基準等がないものについて、検定協会や日本消防設備安全センターにおいて、一定以上の性能を持つものであるかの評価（特定機器評価、性能評価）を行っている。特定機器評価や性能評価を取得したものについての取扱い等について明確にするもの。

(2) 機器等の取り扱い

消防用設備等の全部又は一部として認めることとする。

(3) 手続き

ア 工事整備対象設備等着工届出書に型式評価結果（別紙も含む。以下「評価書」という。）を添付すること。ただし、消防用設備等を構成する一部（制御盤、ヘッド、弁等）として評価を取得している場合は、評価書の添付を省略して差し支えない。

イ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書には、評価書に添付される試験基準により、試験を行った結果を添付させること。

(4) 検査

設置届に基づき検査を実施した場合、査察結果通知書又は検査結果通知書に、評価書に添付される点検基準に従って点検する旨を記載すること。

(5) 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告

評価書に添付される点検基準に従って点検した結果を消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書に添付させること。

(6) その他

ア 評価が失効していないか評価書等により確認し、評価の失効した機器等の設置は行わないように留意すること。

イ 神戸市火災予防条例第 49 条第 2 項により設置する避難器具については、前 3 の手続きの例によること。

第 3 非常用の進入口

1～2 略

3 代替進入口

代替進入口は次によること。

(1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。

※ 消防活動上支障のない高さは、おおむね 1.2m 以下である。

(2) 窓に手すり等設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効開口面積とすること。

(3) 次の構造の開口部は、代替進入口として取り扱うことができる。

ア 屋外から開放できる窓等

イ 省令第 5 条の 3 第 2 項第 3 号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる開口部の構造を有する窓等（第 2 章 第 1 節 第 5 無窓階の取扱いに定める基準を準用すること。）及び第 3－1 表「非常用進入口等判定としての開口部構造の取扱い一覧表」によること。

第 3 非常用の進入口

1～2 略

3 代替進入口

代替進入口は次によること。

(1) 床面からの高さは、消防活動上支障のない高さであること。

※ 消防活動上支障のない高さは、おおむね 1.2m 以下である。

(2) 窓に手すり等設ける場合は、手すりから上部の部分を窓の有効開口面積とすること。

(3) 次の構造の開口部は、代替進入口として取り扱うことができる。

ア 屋外から開放できる窓等

イ 省令第 5 条の 3 第 2 項第 3 号の「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる開口部の構造を有する窓等（第 2 章 第 1 節 第 5 無窓階の取扱いに定める基準を準用すること。）

第3-1表 非常用出入口等判定としての開口部構造の取扱い一覧表

開口部の名称 ガラス開口部の種類			非常用出入口	非常用出入口				
				足場あり	足場なし ガラス	フィルム	フィルム ガラス	
非常用ガラス フロート板ガラス 複層ガラス 複層ガラス 複層複層ガラス 複層複層ガラス	厚さ9mm以下 (厚さが6mmを超えるものは、ガラスの大きさが2m以下かつガラスの重量が、設置されている階の耐力が2m以下のものに限る)	引き違い戸	○	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	○	×	
複層ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	△	△	△	△	
		F I X	○	×	×	×	×	
複層ガラス	厚さ12mm以下	引き違い戸	○	△	×	×	×	
		F I X	○	×	×	×	×	
複層ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	○	○	○	○	△	
		F I X	○	○	○	○	×	
合わせガラス	フロート板ガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	△	△	×	
		F I X	○	×	×	×	×	
	複入り板ガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	△	△	△	
		F I X	○	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 9mm以下	引き違い戸	○	△	×	×	△	
		F I X	○	×	×	×	×	
	複入り板ガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	×	×	×	
		F I X	○	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 9mm以下	複層ガラス 6mm以下	引き違い戸	○	△	×	×	×
		F I X	○	×	×	×	×	
	フロート板ガラス 6mm以下	厚さ9mm +PETフィルム 0.1mm以下+厚さ 9mm	引き違い戸	○	△	△	△	△
		F I X	○	×	×	×	×	
フロート板ガラス 6mm以下	厚さ9mm 0.5mm以下	引き違い戸	○	△	△	△	×	
	F I X	○	×	×	×	×		
複入り板ガラス 6mm以下	厚さ9mm 0.4mm以下 +PETフィルム 0.1mm以下+厚さ 9mm	引き違い戸	○	△	△	△	×	
	F I X	○	×	×	×	×		
複入り板ガラス 6mm以下	厚さ9mm 0.5mm以下	引き違い戸	○	△	△	△	×	
	F I X	○	×	×	×	×		
非常用ガラス	—	引き違い戸	○	×	×	×	×	
複層ガラス	ガラスA	空気層	ガラスB	空気層	ガラスB	空気層	ガラスB	
		引き違い戸	○	×	×	×	×	
複層ガラス	ガラスA	空気層	ガラスB	空気層	ガラスB	空気層	ガラスB	
		引き違い戸	○	×	×	×	×	

	ガラスB
ガラスA	○ △ △ ×
ガラスA	○ △ △ ×
ガラスA	○ △ △ ×
ガラスA	○ △ △ ×

- 備考
- 「足場あり」とは、遊歩橋又はバルコニー、屋上広場等撤去作業のできる足場が設けられているもの。ここでいうバルコニーとは、建築法第126条の7第5号（奥行き1m以上、長さ4m以上）に規定する構造以上のもの
「足場あり」箇の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（ガラスのみ、フィルム1、フィルム2）同じ判定であること。
 - 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより外部から開放することができるもの
 - 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
 - 合わせガラス、複層ガラス及び複層複層ガラスは、それぞれJIS R 3205、JIS R 3209及びJIS R 3222に規定するもの
 - 「フィルム1」は次のものをいう。
 - PET製窓ガラス用フィルムのうち、多層層（引張強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが100μm以下のものを貼付したガラス
 - 増粘ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400μm以下のものを貼付したガラス
 - 低放射ガラス（通称Low-E膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）」
 - 「フィルム2」は次のものをいう。
 - PET製窓ガラス用フィルムのうち、多層層以外で、基材の厚さが100μmを超え400μm以下のものを貼付したガラス
 - PET製窓ガラスフィルムの有無にかかわらず、多層層で、基材の厚さが100μm以下のものを貼付したガラス

凡例
 ○……省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
 △……ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分（引き違い戸の場合おおよそ1/2の面積で規定する。）を省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
 ×……省令第5条の3第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことはできない。

第4 非常用の昇降機（エレベーター）
 1、2 略
 3 設置台数
 非常用エレベーターの数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に比べて、次の数以上とすること。
 (1) 1、500㎡以下 1台

第4 非常用の昇降機（エレベーター）
 1、2 略
 3 設置台数
 非常用エレベーターの数は、高さ31mを超える部分の床面積が最大の階における床面積に比べて、次の表の数以上とすること。
 (1) 1、500㎡以下 1台

- (2) 1、500㎡から4、500㎡ 2台
- (3) 4、500㎡から7、500㎡ 3台
- (4) 7、500㎡から10、500㎡ 4台

4 略

5 乗降ロビー

- (1) 乗降ロビー内には屋内消火栓設備、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビーから屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、第2章 第1節 第9 防火区画 4.(1)の消防用ホース通過孔を設置すること。◆
- (2) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下とは兼用しないこと。◆
- (3) 予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号（非常用照明設備の機能を確保するための構造基準）に準じて設けること。
- (4) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。また、消防活動に支障をきたさないように、最短辺でも2.5m以上を確保すること。◆
- (5) 乗降ロビーは、避難階（地階がある場合に限る。）にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。



- (2) 1、500㎡から4、500㎡ 2台
- (3) 4、500㎡から7、500㎡ 3台
- (4) 7、500㎡から10、500㎡ 4台

4 略

5 乗降ロビー

- (1) 乗降ロビー内には屋内消火栓設備、連結送水管の放水口を設置するとともに、乗降ロビーから屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、第2章 第1節 第9 防火区画 4.(1)の消防用ホース通過孔を設置すること。◆
- (2) 乗降ロビーは、避難経路となる廊下とは兼用しないこと。◆
- (3) 予備電源を有する照明設備は、昭和45年建設省告示第1830号（非常用照明設備の機能を確保するための構造基準）に準じて設けること。
- (4) 乗降ロビーの形態は、出来るだけ正方形に近い形で消防活動上有効なものであること。また、消防活動に支障をきたさないように、最短辺でも2.5m以上を確保すること。◆
- (5) 乗降ロビーは、避難階にも設置すること。ただし、昇降路の出入口に通ずる部分が屋外からの進入が容易な場所であり、他の部分と消火活動上有効に区画されている場合はこの限りではない。